

資 料 編

資料編 目次

1. 大分県のすがた	1-1
1.1 自然環境の状況	1-1
1.2 海岸景観の状況	1-7
1.3 海岸利用の状況	1-10
1.4 レクリエーション資源の状況	1-11
2. 重点区域	2-1
2.1 重点区域の設定	2-1
2.2 重点区域の一覧	2-1
3. 連絡先及び連絡体制	3-1
3.1 連絡先一覧	3-1
3.2 連絡・連携体制	3-3
4. 漂流・漂着物、流木等処理対策関係事業	4-1
5. 関係法令等	5-1

1. 大分県のすがた

1.1 自然環境の状況

1.1.1 気候の特性

大分県は瀬戸内海の西端に位置し、温暖な気候です。大分地方気象台によると、北部、中部、西部、南部に分かれており、各地域の気候特性は以下のとおりです。

(1) 北部地方（中津市・宇佐市・豊後高田市・国東市・姫島村）

北部は瀬戸内海気候区に属しますが、冬は北九州方面や関門海峡からの季節風の影響で天気が悪く、曇りの天気が多くなります。

(2) 中部地方（杵築市・日出町・別府市・由布市・大分市・臼杵市・津久見市）

中部は冬の季節風時には県北西部の山地の影響で北部・西部に比べ天気がよくなります。

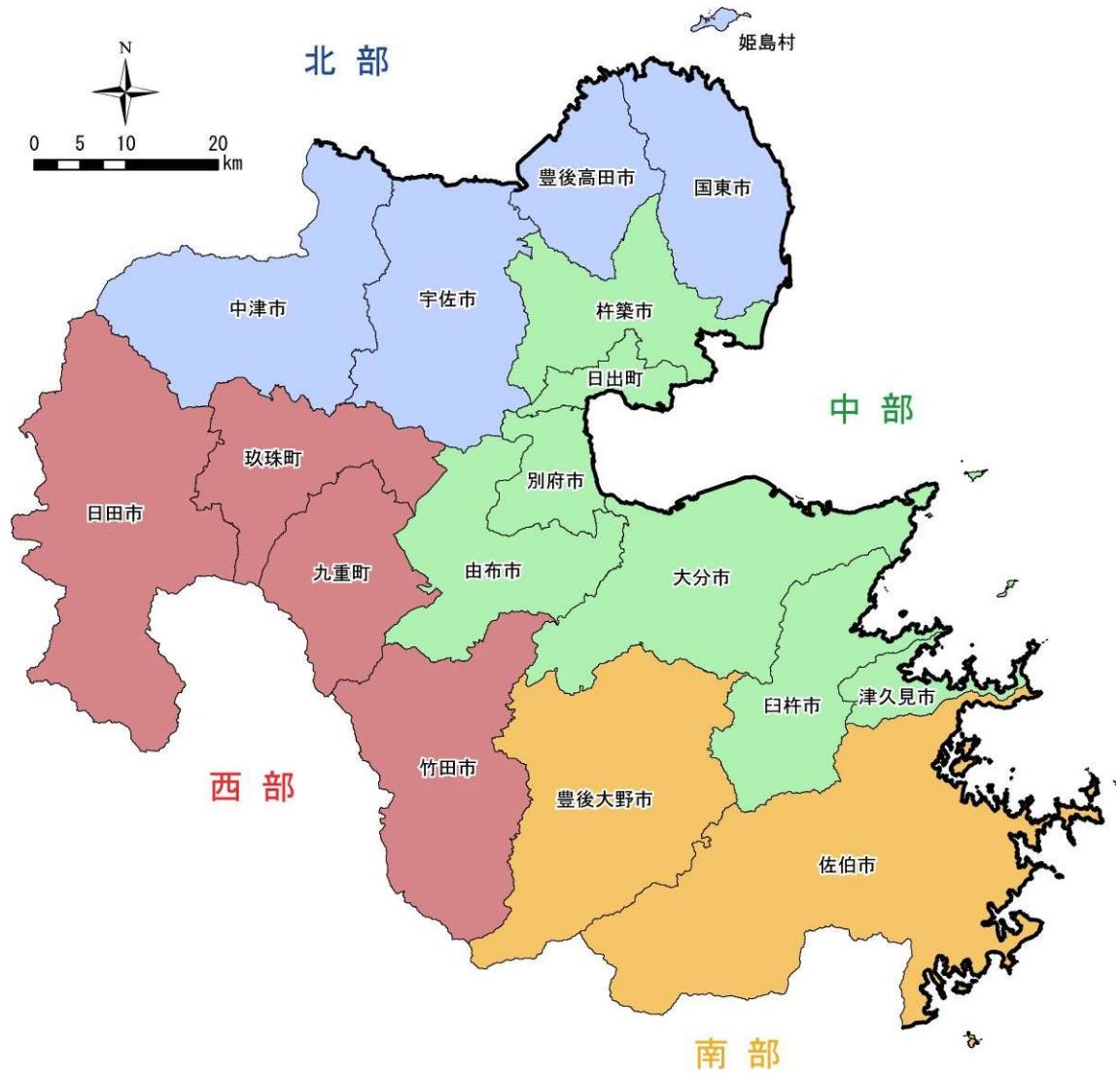
(3) 西部地方（日田市・玖珠町・九重町・竹田市）

西部は内陸地にあるため夏は雷雨が多くなります。また秋から初冬に発生する日田の盆地霧は有名です。

(4) 南部地方（豊後大野市・佐伯市）

南部は県内でもっとも温暖多雨の地域で夏の大雨と冬の晴天に特色があります。

〔出典：大分県の気候特性（大分地方気象台 HP、令和 7 年 6 月閲覧）〕



[出典:大分県の気候特性 (大分地方気象台HP、令和7年6月閲覧) より作成]

図 1-1 気候特性の区分

1.1.2 海流・潮流の特性

大分県沿岸は日本海流（黒潮）と瀬戸内海からの潮流、さらに複雑な海底地形の影響を受け、潮流の方向や流速は海域によって異なる特徴を示します。

地域ごとの海流・潮流の状況は以下のとおりです。

①周防灘沿岸：中津市、宇佐市、豊後高田市、国東市（黒津崎以北）

周防灘の潮流の大半は、豊後水道を上げ下げする潮流に依存しており、一般に上げ潮流は西方に、下げ潮流は東方に流れます。

周防灘は干満の差が大きいのが特徴ですが、流速はおだやかに抑えられています。

②伊予灘沿岸：国東市（黒津崎以南）、杵築市（白石鼻以北）

伊予灘は瀬戸内海、周防灘、豊予海峡（愛媛県佐田岬と大分県関崎に挟まれる海域）を境に豊後水道に接し、瀬戸内海の潮流と太平洋の海流（黒潮）の流れ込みがあり、流れが速いのが特徴です。

伊予灘の残差流の流速はおおよそ 5cm/s 程度で、伊予灘東部と西部に反時計回りの環流が存在します。

③別府湾沿岸：杵築市（白石鼻以南）、日出町、別府市、大分市（関崎以北）

別府湾（大分市関崎から杵築市美濃崎を結んだ内側の海域）は複雑な海底地形や海流の影響で、潮流や流速は複雑ですが、湾の奥に行くほど流速は遅くなる特徴があります。

④豊後水道沿岸：大分市（関崎以南）、臼杵市、津久見市、佐伯市

豊後水道は暖流の黒潮と瀬戸内海からの冷たい海流がぶつかる海域であり、好漁場として知られています。流動は南北に流れる潮流が卓越しており、中央部海域で流れが速いです。一方で、沿岸部は地形が入り組むリアス式海岸地形を有しているため、流速が遅くなる傾向があります。

また、黒潮を起源とする暖水が定期的に表層から侵入する「急潮」と、底部陸棚斜面から侵入する「底入り潮」があり、外洋水の影響を強く受ける海域です。

〔 出典：湾・灘ごとの水環境等の状況に係る整理【西部】（環境省 HP、令和 7 年 6 月閲覧）
第 6235 号 豊後水道付近潮流図（海上保安庁、平成 18 年 1 月）
第 6234 号 周防灘及付近潮流図（海上保安庁、平成 18 年 3 月） 等より作成 〕

1.1.3 流入河川の特徴

流入河川の状況を図 1-2 に示します。

山や谷が発達した大分県は川も多く、国が管理する一級河川は 6 水系 374 河川、大分県が管理する二級河川は 93 水系 211 河川です。この一級河川と二級河川の延長距離は約 3,066km で九州では 1 番長く、全国でも 12 番目となっています。

このほかに、市町村が管理する準用河川は 600 河川となっており、河川延長は約 665km となっています。

地域ごとの流入河川の状況は以下のとおりです。

①周防灘沿岸：中津市、宇佐市、豊後高田市、国東市（黒津崎以北）

周防灘には、英彦山を水源とする一級河川である山国川が流入しています。山国川水系は大分県、福岡県を流れる幹川流路延長 56km、流域面積 540km² の河川です。

二級河川は中津市側に 17 河川、宇佐市側に 35 河川、豊後高田市側に 25 河川、国東市（黒津崎以北）側に 17 河川が存在しています。

②伊予灘沿岸：国東市（黒津崎以南）、杵築市（白石鼻以北）

伊予灘沿岸には一級河川は存在しませんが、急峻な地形には流路延長の短い二級河川が国東市（黒津崎以北）側に 20 河川が存在します。

③別府湾沿岸：杵築市（白石鼻以南）、日出町、別府市、大分市（関崎以北）

別府湾沿岸には、大分川と大野川の 2 つの一級河川が流入しています。大分川水系は由布岳を水源に由布市、大分市を流れる幹川流路延長 55 km、流域面積 650km² の河川です。

大野川は祖母山を水源に、竹田市、豊後大野市、臼杵市、大分市を流れる幹川流路延長 107 km、流域面積 1,465km² の河川です。

二級河川は杵築市及び別府市側に 38 河川、大分市側に 23 河川が存在しています。

④豊後水道沿岸：大分市（関崎以南）、臼杵市、津久見市、佐伯市

豊後水道沿岸には三国峠を水源とする一級河川である番匠川が流入しています。番匠川水系は佐伯市を流れる幹川流路延長 38 km、流域面積 464km² の河川です。

二級河川は臼杵市及び津久見市側に 30 河川、佐伯市側に 19 河川が存在しています。

出典：おおいたの河川（大分県 HP、令和 7 年 6 月閲覧）

日本の川 九州の 1 級河川 山国川（国土交通省 HP、令和 7 年 6 月閲覧）

日本の川 九州の 1 級河川 大分川（国土交通省 HP、令和 7 年 6 月閲覧）

日本の川 九州の 1 級河川 大野川（国土交通省 HP、令和 7 年 6 月閲覧）

日本の川 九州の 1 級河川 番匠川（国土交通省 HP、令和 7 年 6 月閲覧）

中津土木事務所管内図（令和 3 年 4 月）

宇佐土木事務所管内図（令和 4 年 1 月）

豊後高田土木事務所管内図（令和 5 年 8 月）

国東土木事務所管内図（令和 6 年 3 月）

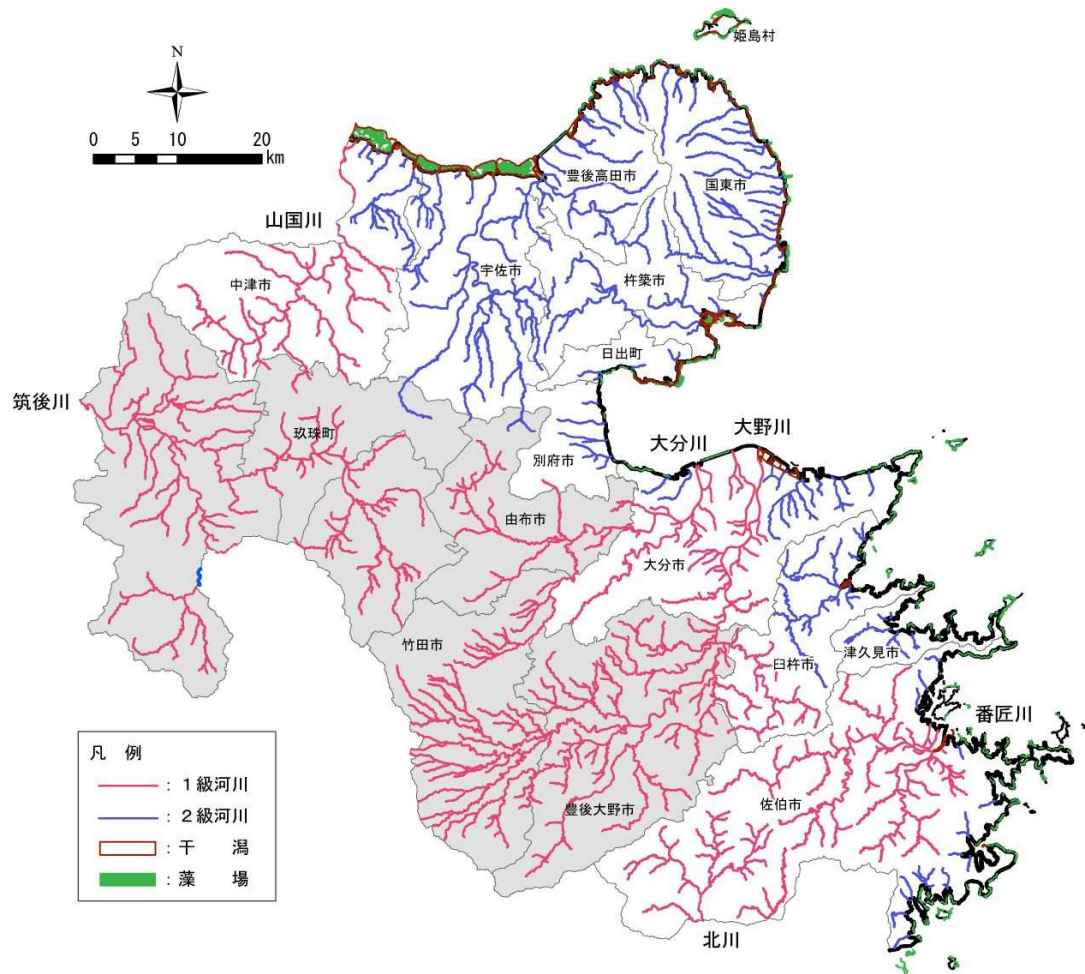
大分土木事務所管内図（令和 6 年 9 月）

別府土木事務所管内図（令和 5 年 3 月）

臼杵土木事務所管内図（令和 5 年 4 月）

佐伯土木事務所管内図（令和 3 年 9 月）

より作成



出典：国土数値情報ダウンロードサイト（国土交通省 HP）
 中津土木事務所管内図（令和3年4月）
 宇佐土木事務所管内図（令和4年1月）
 豊後高田土木事務所管内図（令和5年8月）
 国東土木事務所管内図（令和6年3月）
 大分土木事務所管内図（令和6年9月）
 別府土木事務所管内図（令和5年3月）
 臼杵土木事務所管内図（令和5年4月）
 佐伯土木事務所管内図（令和3年9月）
 第4回、第5回海域自然環境保全基礎調査（環境省 HP）より作成

図 1-2 流入河川、藻場・干潟の状況

1.1.4 海岸の生物

藻場や干潟、リアス式海岸など多様な環境を有する大分県の海岸には様々な生物が生息・生育しています。干潟は特有の甲殻類や魚類、貝類の生息場、渡り鳥などの休息、餌場となっています。

また、砂浜の海岸やその周辺にはハマナデシコやハマボウなどの海岸特有の塩生植物※が生育しています。

地域ごとの海岸の自然環境の概要は以下のとおりです。

①周防灘沿岸：中津市、宇佐市、豊後高田市、国東市（黒津崎以北）の動植物

干満の差の大きい周防灘には、広大な干潟が広がり、カブトガニやハクセンシオマネキなどの干潟生物が生息し、ズグロカモメやシギ・チドリなどの渡り鳥の越冬地となっています。

②伊予灘沿岸：国東市（黒津崎以南）、杵築市（臼石鼻以北）の動植物

伊予灘沿岸は砂浜や礫浜、岩場が点在しています。砂浜の海岸ではアカウミガメの産卵も見られ、海岸には、ハマボウ、ハマサジ、コウボウムギなど海岸特有の植物が生育しています。

③別府湾沿岸：杵築市（臼石鼻以南）、日出町、別府市、大分市（関崎以北）の動植物

杵築市守江湾の干潟にはカブトガニやハクセンシオマネキが生息しています。また、干潟は鳥類の良好な休息場や餌場となることから渡り鳥の経由地、越冬地になっています。

④豊後水道沿岸：大分市（関崎以南）、臼杵市、津久見市、佐伯市の動植物

複雑な海岸線や黒潮の影響により水温の高い海域には、多くの動植物が生育しています。豊後水道に点在する島々には亜熱帯性植物などの希少な動植物が分布し、海中にはサンゴの群落が発達しています。

また、高島や沖黒島等の離島地域では、ウミネコ、オオミズナギドリ、カワウなどが繁殖しています。

〔 出典：生物多様性の観点から重要度の高い海域 周防灘南部（環境省 HP、令和7年6月閲覧）
生物多様性の観点から重要度の高い海域 別府湾北部（環境省 HP、令和7年6月閲覧）
レッドデータブックおおいた 2022（大分県、令和5年3月） 等より作成 〕

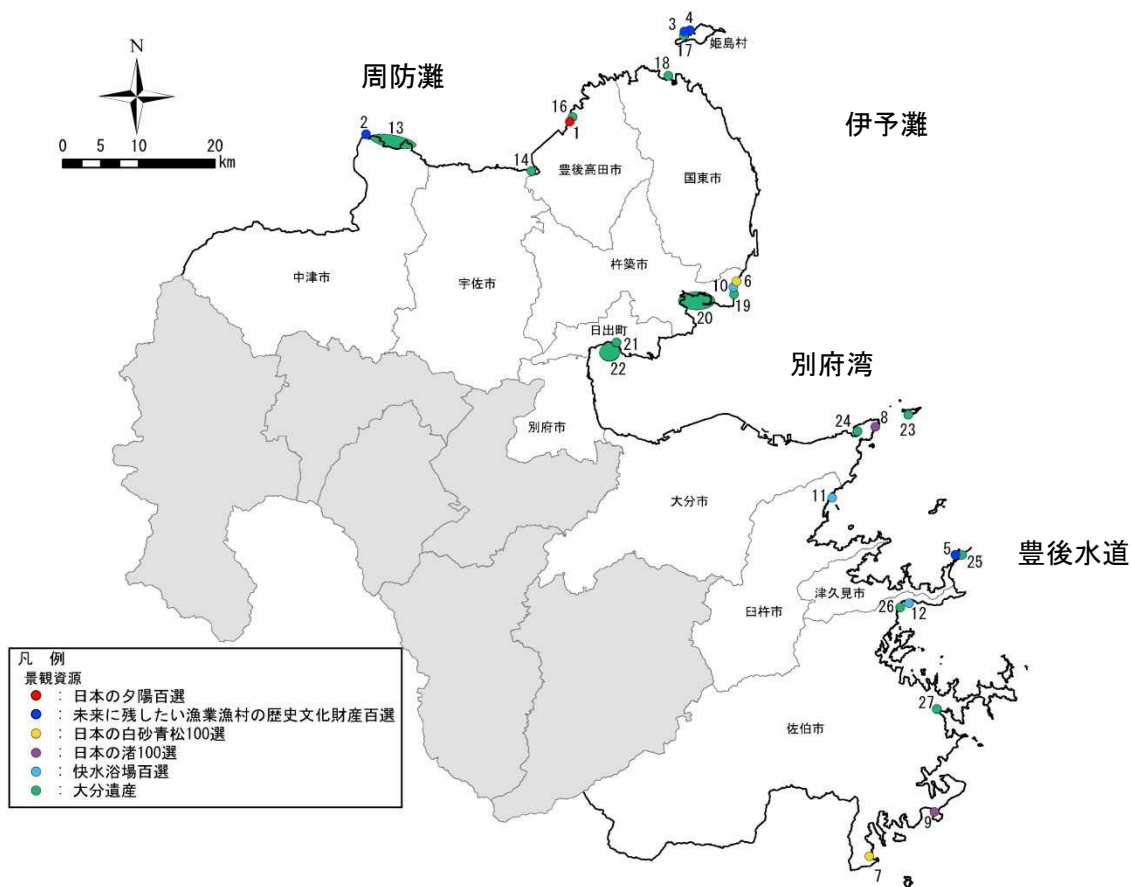
なお、大分県内で見られる希少な生物等については、「レッドデータブックおおいた 2022」にとりまとめられているとともに、大分県生活環境部自然保護推進室が発行した大分県希少野生動植物の保護に関する条例啓発リーフレット「令和6年度おおいたの生きものを守りましょう」にまとめられています。

※塩生植物：海浜・海岸砂丘など塩分の多い土地に生育する植物のことをいいます。

1.2 海岸景観の状況

1.2.1 海岸の風景

大分県の海岸は優れた景観を有しており、周防灘沿岸の真玉海岸（豊後高田市）が「日本の夕陽百選」に、国東半島沿岸の奈多海岸（杵築市）や豊後水道沿岸波当津海岸（佐伯市）が「日本の白砂青松100選」に、黒ヶ浜（大分市）や元猿海岸（佐伯市）が「日本の渚100選」に選定されています。



出典：第4次日本の夕陽百選（NPO法人日本列島夕陽と朝日の郷づくり協会HP、令和7年6月閲覧）
未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選（公益財団法人全国漁港漁場協会HP、令和7年6月閲覧）
日本の白砂青松100選（日本百選 都道府県別データベースHP、令和7年6月閲覧）
「日本の渚100選」日本の渚全国協議会（平成8年選定）
「快水浴場百選」環境省（平成18年選定）
「おおいた遺産」（文化庁HP、令和7年6月閲覧）

より作成

図1-3 景観資源の状況(沿岸域)

表 1-1 景観資源の状況(沿岸域)

分類	No	名称	市町村
日本の夕陽百選	1	真玉海岸	豊後高田市
未来に残したい漁業漁村の 歴史文化財産百選	2	御船寄	中津市
	3	姫島七不思議-千人堂-	姫島村
	4	姫島七不思議-浮洲-	
	5	保戸島集落	津久見市
	日本の白砂青松 100 選	6	奈多海岸
7		波当津海岸	佐伯市
日本の渚 100 選	8	黒ヶ浜	大分市
	9	元猿海岸	佐伯市
快水浴場百選	10	奈多・狩宿海水浴場	杵築市
	11	黒島海水浴場	臼杵市
	12	瀬会海水浴場	佐伯市
おおいた遺産	13	中津干潟	中津市
	14	和間海岸の干潟	宇佐市
	15	ホーランエンヤ	豊後高田市
	16	真玉海岸の夕陽	
	17	姫島の黒曜石産地	姫島村
	18	ケバス祭	国東市
	19	奈多海岸の松	杵築市
	20	守江湾の干潟とカブトガニ	杵築市
	21	ザビエルの歩いた道	日出町
	22	城下かれい	
	23	高島の自然と戦争遺跡	大分市
	24	関アジ・関サバ	大分市
	25	保戸島のマグロ漁	津久見市
	26	豊後二見ヶ浦	佐伯市
	27	米水津間越海岸のハマユウ群落	

注 1: 色分けは、沿岸海域の区分を示しています。

■: 周防灘沿岸、■: 伊予灘沿岸、■: 別府湾沿岸、■: 豊後水道沿岸

注 2: 番号、出典は、図 1-3 と対応しています。

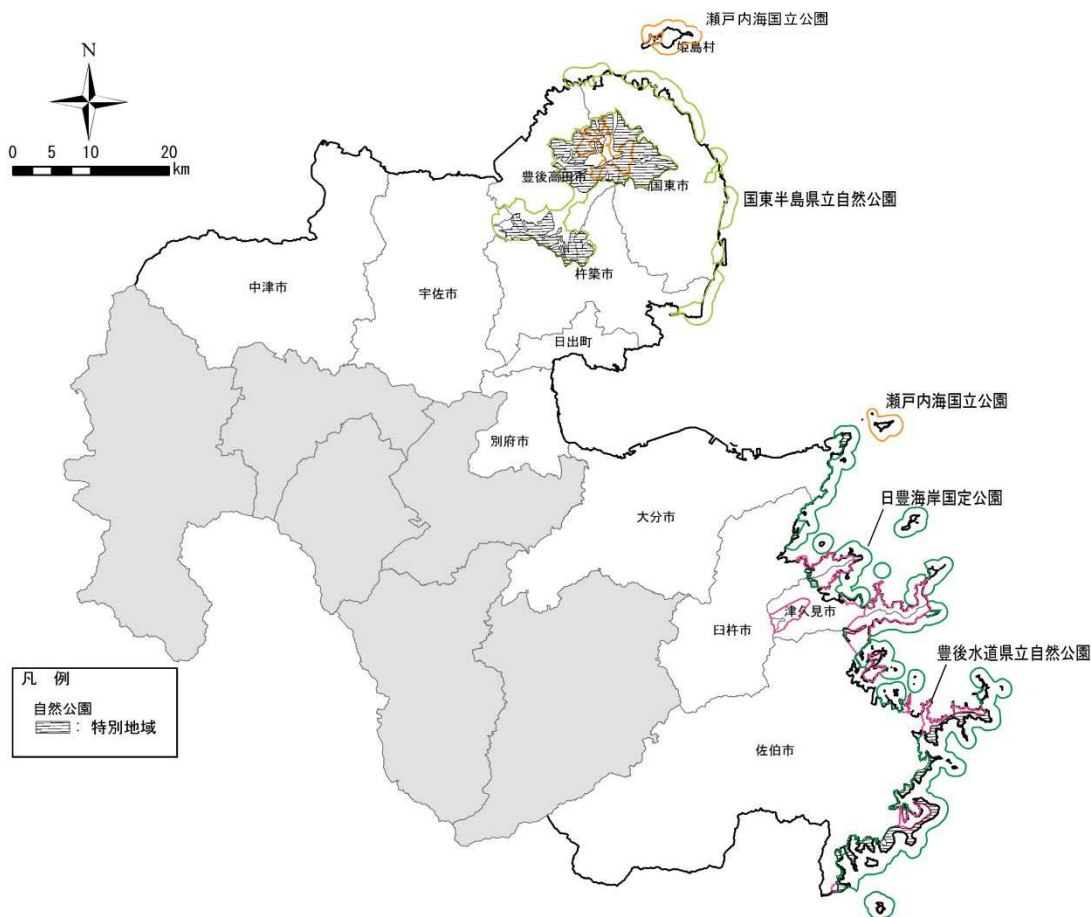
注 3: おおいた遺産のうち、海岸付近のもの以外は表記していません。

出典: 第 4 次日本の夕陽百選 (NPO 法人日本列島夕陽と朝日の郷づくり協会 HP、令和 7 年 6 月閲覧)
 未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選 (公益財団法人全国漁港漁場協会 HP、令和 7 年 6 月閲覧)
 日本の白砂青松 100 選 (日本百選 都道府県別データベース HP、令和 7 年 6 月閲覧)
 「日本の渚 100 選」日本の渚全国協議会 (平成 8 年選定)
 「快水浴場百選」環境省 (平成 18 年選定)
 「おおいた遺産」(文化庁 HP、令和 7 年 6 月閲覧)

より作成

1.2.2 自然公園の指定状況

大分県内では自然公園法及び大分県立自然公園条例に基づく自然公園として、国立公園 2カ所、国定公園 3カ所、県立自然公園 5カ所が指定されており、図 1-4 に示すとおり、沿岸では瀬戸内海国立公園、日豊海岸国定公園、国東半島県立自然公園、豊後水道県立自然公園の 4カ所が指定されています。



注：自然公園は沿岸部に関するものを抽出しています。

〔出典：令和 6 年版大分県環境白書（大分県 HP、令和 7 年 3 月更新）
自然公園の状況（大分県 HP、令和 7 年 6 月閲覧）より作成〕

図 1-4 自然公園の状況

表 1-2 自然公園の指定状況

公園の区分	公園名	指定年月日	所在地
国立公園	瀬戸内海国立公園	昭和 9 年 3 月 16 日	大分市、豊後高田市、国東市、姫島村
国定公園	日豊海岸国定公園	昭和 49 年 2 月 15 日	大分市、佐伯市、臼杵市、津久見市
県立自然公園	国東半島県立自然公園	昭和 26 年 3 月 30 日	豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市
	豊後水道県立自然公園	昭和 26 年 3 月 30 日	佐伯市、臼杵市、津久見市

〔出典：自然公園の状況（大分県 HP、令和 7 年 6 月閲覧）〕

1.3 海岸利用の状況

1.3.1 海岸の種類

海岸は形状や利用形態によって区分することができ、法律等によって管理者が定められています。海岸の大部分は国有地であり、様々な法律により管理者が定められています。

(1) 海岸形態の種類

海岸は海岸線の状態によって、「自然海岸」、「人工海岸」、「半自然海岸」に区分されます。自然海岸は改変を受けていない砂浜・岩礁・断崖のある海岸、人工海岸は突堤や消波ブロックが設置されたり、砂浜復元のための養浜など改変を受けた海岸、半自然海岸とは、人工の構築物はあるが潮間帯においては自然の状態を保持している海岸のことです。現在では、自然海岸は減少し、半自然海岸や人工海岸が増加する傾向にあります。

[出典：第5回自然環境保全基礎調査 海辺調査総合報告書（環境庁、平成10年3月）等]

(2) 法律による区分

海岸に関する法律として制定されている「海岸法」では、海岸を海岸保全区域と一般公共海岸区域の二つに分類しています。両区域では海岸管理者によって海岸環境の整備・保全、海岸内での行為の規制が行われますが、海岸保全区域では、防災、海岸浸食防止のための堤防、突堤、護岸、砂浜など海岸保全施設が整備されています。

なお、海岸保全区域内にある港湾海岸、漁港海岸、農地海岸はそれぞれの管理者によって同様の海岸事業が行われています。

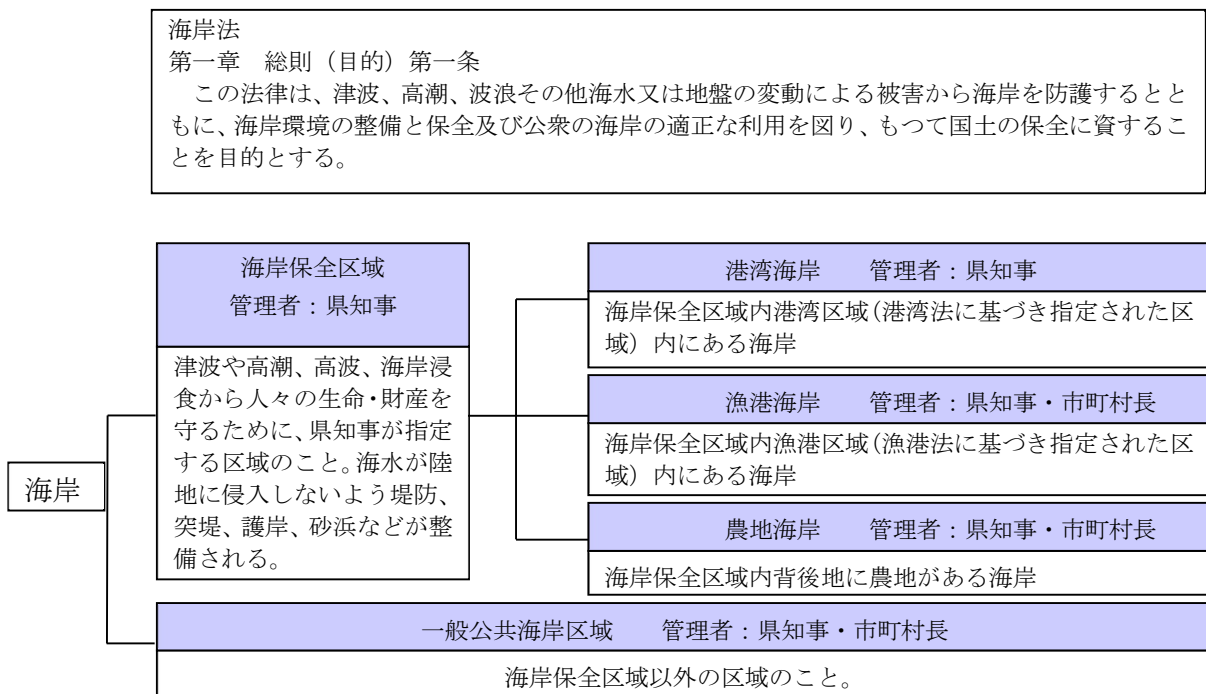
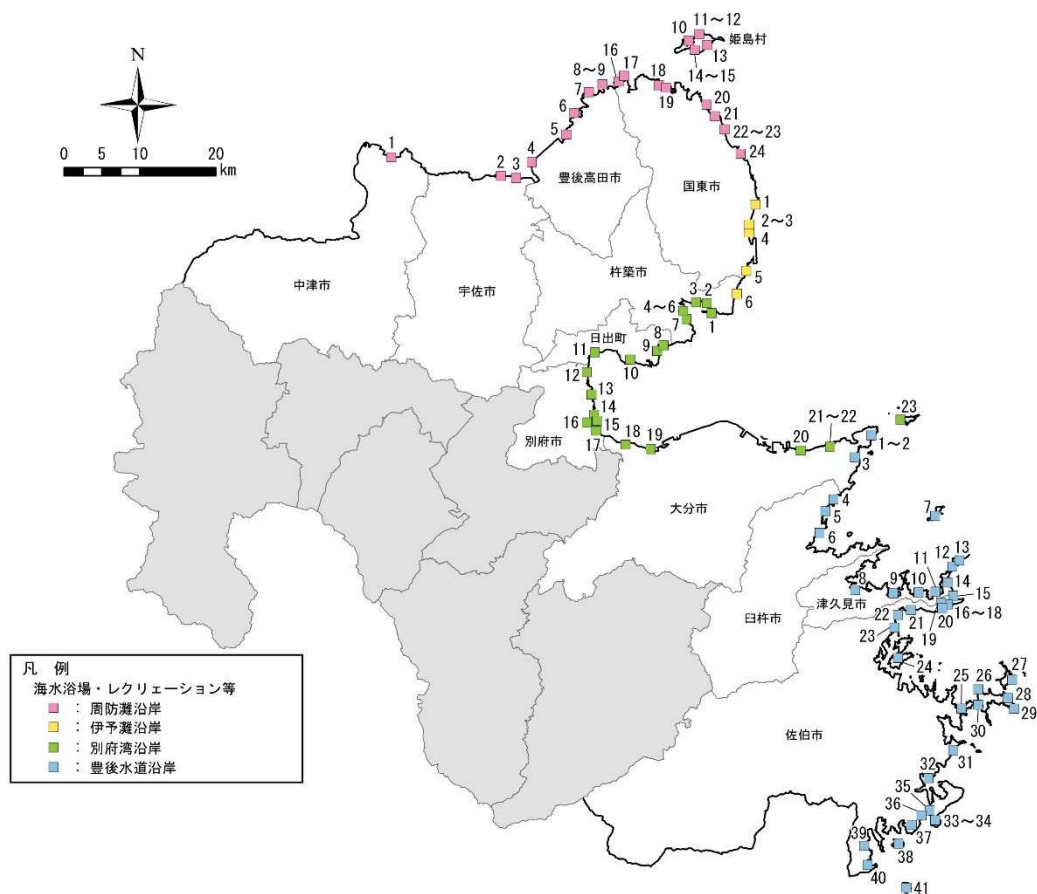


図 1-5 海岸の分類と管理者

1.4 レクリエーション資源の状況

海域を利用したレクリエーションとしては、海水浴、釣り、磯遊び、マリンスポーツ等に利用されています。大分県沿岸におけるレクリエーション資源を図1-6及び表1-3に示します。



[出典:大分県観光資料、各市町村観光資料(令和7年度6月時点)より作成]

注：番号、出典は表1-3と対応しています。

図1-6 レクリエーション資源の状況

表 1-3 レクリエーション資源の状況

地域	分類	名称	図中番号	市町村	地域	分類	名称	図中番号	市町村
周防灘	潮干狩り・自然観察	中津干潟	1	中津市	豊後水道	海水浴場	黒ヶ浜海水浴場	1	大分市
周防灘	公園	長洲漁港公園	2	宇佐市	豊後水道	名所	ビシャゴ浦 姉妹岩	2	大分市
周防灘	海水浴場・潮干狩り	和間海浜公園海水浴場	3	宇佐市	豊後水道	海水浴場	白水海水浴場	3	大分市
周防灘	自然公園	呉崎海岸	4	豊後高田市	豊後水道	海水浴場・キャンプ場	黒島海水浴場キャンプ場	4	臼杵市
周防灘	海水浴場	真玉海水浴場	5	豊後高田市	豊後水道	自然保護公園	下の江海岸	5	臼杵市
周防灘	公園・オートキャンプ場	栗嶋公園・栗嶋社	6	豊後高田市	豊後水道	伝統技法	臼杵山内流	6	臼杵市
周防灘	研修・体験	香ヶ地青少年の家	7	豊後高田市	豊後水道	自然景観	無垢島	7	津久見市
周防灘	洞穴	行者洞穴	8	豊後高田市	豊後水道	公園	つくみん公園	8	津久見市
周防灘	海水浴場・キャンプ場	長崎暮リゾートキャンプ場・海水浴場	9	豊後高田市	豊後水道	自然景観	網代島（あじろじま）	9	津久見市
周防灘	名所	観音崎	10	姫島村	豊後水道	研修・体験	うみたま体験パークつくみイルカ島	10	津久見市
周防灘	名所	浮洲火山	11	姫島村	豊後水道	自然景観	四浦展望台	11	津久見市
周防灘	名所	アサギマダラ休息地	12	姫島村	豊後水道	自然景観	間元海峡	12	津久見市
周防灘	名所	大海のコンボリュートラミナ	13	姫島村	豊後水道	自然景観	保戸島	13	津久見市
周防灘	海水浴場	姫島海水浴場	14	姫島村	豊後水道	海水浴場	高浜海水浴場	14	津久見市
周防灘	キャンプ場	青年団キャンプ場	15	姫島村	豊後水道	海水浴場	大浜海水浴場	15	佐伯市
周防灘	景勝地	馬ノ瀬	16	国東市	豊後水道	海水浴場	小田の浜海水浴場	16	佐伯市
周防灘	自然保護公園	小高島海岸	17	国東市	豊後水道	公園	蒲戸岬自然公園	17	佐伯市
周防灘	海水浴場・キャンプ場	権現崎キャンプ場	18	国東市	豊後水道	自然景観	三ツ石	18	佐伯市
周防灘	公園・オートキャンプ場	くこみ海浜公園・オートキャンプ場	19	国東市	豊後水道	自然景観	最勝海浦のウバメガシ自生林	19	佐伯市
周防灘	海水浴場	向田海水浴場	20	国東市	豊後水道	海水浴場	福泊海水浴場	20	佐伯市
周防灘	海水浴場	糸浦海水浴場	21	国東市	豊後水道	海水浴場・キャンプ場	瀬会海水浴場（瀬会公園キャンプ場）	21	佐伯市
周防灘	景勝地	奈良原海岸	22	国東市	豊後水道	自然景観	豊後二見ヶ浦	22	佐伯市
周防灘	景勝地	羽田（はだ）海岸	23	国東市	豊後水道	公園	マリノボリス記念公園	23	佐伯市
周防灘	景勝地	長浜海岸	24	国東市	豊後水道	研修・体験	大入島（スキューバ・ダイビング）	24	佐伯市
伊予灘	景勝地	黒津崎海岸	1	国東市	豊後水道	海水浴場	中越海水浴場	25	佐伯市
伊予灘	景勝地	重藤海岸	2	国東市	豊後水道	SUP（自然・漁村体験）	はごこネイチャーセンター	26	佐伯市
伊予灘	海水浴場・キャンプ場	内田龍神海水浴場	3	国東市	豊後水道	自然景観	大島 環の窓 -大島の海蝕洞-	27	佐伯市
伊予灘	海水浴場	古市海水浴場	4	国東市	豊後水道	海水浴場	下梶寄海水浴場	28	佐伯市
伊予灘	景勝地	安芸塩屋海岸	5	国東市	豊後水道	公園	鶴御崎自然公園	29	佐伯市
伊予灘	海水浴場	奈多海水浴場	6	杵築市	豊後水道	海水浴場	間越海水浴場	30	佐伯市
別府湾	海水浴場・潮干狩り	住吉浜海水浴場（済吉浜リゾートパーク）	1	杵築市	豊後水道	自然景観	空の展望所	31	佐伯市
別府湾	潮干狩り	天村橋	2	杵築市	豊後水道	自然景観	江武戸海岸	32	佐伯市
別府湾	潮干狩り	灘手	3	杵築市	豊後水道	海水浴場	元猿海水浴場	33	佐伯市
別府湾	潮干狩り	城下	4	杵築市	豊後水道	研修・体験	あまべ渡世大学	34	佐伯市
別府湾	潮干狩り	三川	5	杵築市	豊後水道	海水浴場	高平キャンプ場	35	佐伯市
別府湾	潮干狩り	納屋	6	杵築市	豊後水道	海水浴場	高山海岸	36	佐伯市
別府湾	公園	杵築市海浜公園	7	杵築市	豊後水道	自然景観	背平山公園	37	佐伯市
別府湾	自然景観	金輪島	8	日出町	豊後水道	自然景観	屋形島	38	佐伯市
別府湾	海水浴場・キャンプ場	糸ヶ浜海浜公園	9	日出町	豊後水道	海水浴場	葛原海水浴場	39	佐伯市
別府湾	公園	城下公園	10	日出町	豊後水道	海水浴場・キャンプ場	波当津海水浴場	40	佐伯市
別府湾	公園	島山児童公園	11	日出町	豊後水道	自然景観	深島	41	佐伯市
別府湾	海水浴場	関の江海水浴場	12	別府市					
別府湾	名所	上人ヶ浜公園	13	別府市					
別府湾	水遊び	餅ヶ浜海浜公園	14	別府市					
別府湾	ビーチ・公園	SPAビーチ・的ヶ浜公園	15	別府市					
別府湾	研修・体験	別府湾クルージング	16	日出町					
別府湾	公園	浜町きらめき海岸	17	別府市					
別府湾	海水浴場	田ノ浦海浜公園海水浴場	18	大分市					
別府湾	釣り場	かんたん港園	19	大分市					
別府湾	海水浴場・キャンプ場	神埼海水浴場	20	大分市					
別府湾	海水浴場	大志生木海水浴場	21	大分市					
別府湾	海水浴場	小志生木海水浴場	22	大分市					
別府湾	海水浴場・キャンプ場	高島海水浴場	23	大分市					

〔出典:大分県観光資料、各市町村観光資料(令和7年度6月時点)より作成〕

注:番号、出典は、図 1-6 と対応しています。

2. 重点区域

2.1 重点区域の設定

推進計画では、海岸ごみの集積により海岸における景観及び環境の保全に支障が生じ、重点的に対策を講じることが必要とされる地域として、以下のいずれかに該当する地域を重点区域として設定しています。

推進計画の改定にあたっては、第1次推進計画の重点区域の設定方法を踏襲しました。

重点区域の設定方法

- (a) 海岸の利用状況や地域の経済活動に鑑み、海岸ごみの処理等を重点的に行うことが必要な海岸
- (b) 良好な景観や生態系等、海岸の優れた自然環境を保全するため、海岸ごみの処理等を重点的に行うことが必要な海岸
- (c) 離島地域であって、周辺国や他の都道府県の区域から現に海岸ごみが漂着し、又は今後漂着が見込まれることにより、海岸ごみの処理等を重点的に行うことが必要な海岸
- (d) 災害に起因する大量の海岸ごみの発生が過去に頻繁に生じているなど、状況を総合的に勘案した上で、海岸ごみの処理等を重点的に行うことが必要な海岸

重点区域の選定にあたって、「利用」、「自然環境、景観保全」は、大分県海岸保全施設台帳や第4回・第5回自然環境保全基礎調査（環境省 HP）及び海岸管理者への紹介結果を参考に選定しています。また、「漂着物が発生する離島地域」、「災害時の漂着物発生地域」、「過去に漂着物の発生のある箇所」は、海岸管理者への照会結果を参考に選定しています。

なお、海岸の区分は、令和6年度版海岸統計（国土交通省、令和7年）における中分類（海岸名）及び小分類（地区名）を基本としています。

2.2 重点区域の一覧

重点区域の一覧を表 2-1 に、重点区域図を図 2-1 に示します。

表 2-1 重点区域一覽 (1/6)

通し No	沿岸名 (大分類)	市町村名	海岸 No	海岸名 (中分類)	地区 No	地区名 (小分類)	海岸延長 No	管理者	海岸線延長 (m)
1	豊前豊後	中津市	1	小祝漁港海岸	-	-	10010	水産庁(大分県)	4,378
2			中津港海岸	2-1	角木地区	10021	大分県港湾課	2,216	
3			中津港海岸	2-2	米山地区	10022	大分県港湾課	1,377	
4			中津港海岸	2-3	大新田地区	10023	大分県港湾課	2,592	
5			中津港海岸	2-4	田尻地区	10024	大分県港湾課	5,107	
6			中津海岸	-	今津地区	10031	大分県河川課	1,199	
7			今津漁港海岸	-	-	10040	水産庁(中津市)	4,033	
8			宇佐海岸	-	宇佐地区	10051	大分県河川課	995	
9			宇佐海岸	6-1	宇佐1号地区	10053	大分県河川課	1,919	
10			宇佐海岸	6-2	宇佐2号地区	10054	大分県河川課	2,695	
11			宇佐海岸	6-3	宇佐3号地区	10055	大分県河川課	2,446	
12			宇佐海岸	6-4	宇佐4号地区	10056	大分県河川課	2,231	
13			宇佐海岸	6-5	宇佐5号地区	10057	大分県河川課	1,624	
14			宇佐海岸	6-6	宇佐6号地区	10058	大分県河川課	496	
15		県知事管理海岸	-	-	10060	大分県河川課	70		
16		高津漁港海岸	-	四日市地区	10070	水産庁(宇佐市)	2,243		
17		長洲漁港海岸	-	宇佐地区	10081	水産庁(大分県)	3,292		
18		和間漁港海岸	-	和間地区	10090	水産庁(宇佐市)	839		
19		高田海岸	-	久兵衛地区	10101	大分県港湾課	4,790		
20		宇佐海岸	-	高田地区	10052	大分県河川課	1,786		
21		高田海岸	-	奥崎地区	10102	大分県港湾課	2,525		
22		高田海岸	14-1	水崎地区	10111	大分県農村基盤整備課	2,550		
23		高田海岸	14-2	西国東第一地区	10112	大分県農村基盤整備課	3,558		
24		高田海岸	14-3	西国東第二地区	10113	大分県農村基盤整備課	5,449		
25		真玉漁港海岸	-	浜西地区	10130	水産庁(豊後高田市)	1,262		
26		真玉海岸	16-1	西国東第三地区	10121	大分県農村基盤整備課	5,499		
27		真玉海岸	16-2	臼野地区	10141	大分県河川課	1,286		
28		真玉海岸	-	真玉地区	10150	大分県港湾課	0		
29		尾鷲漁港海岸	-	尾鷲地区	10160	水産庁(豊後高田市)	793		
30		県知事管理海岸	-	-	10170	大分県河川課	280		
31		臼野海岸	-	臼野地区	10181	大分県港湾課	2,313		
32		県知事管理海岸	-	-	10190	大分県河川課	360		
33		小林漁港海岸	-	小林地区	10201	水産庁(豊後高田市)	835		
34		県知事管理海岸	-	-	10210	大分県河川課	123		
35		堅来港海岸	-	堅来地区	10221	大分県港湾課	1,888		
36		三浦漁港海岸	-	小池地区	10231	水産庁(豊後高田市)	1,113		
37		県知事管理海岸	-	-	10240	大分県河川課	210		
38		香々地海岸	-	丸山地区	10251	大分県河川課	250		
39		香々地海岸	28-1	尾崎地区	10252	大分県河川課	1,091		
40		香々地海岸	28-2	波戸地区	10253	大分県河川課	620		
41		羽根海岸	-	羽根地区	10260	大分県港湾課	2,462		
42		羽根海岸	30-1	西磯地区	10271	大分県河川課	170		
43		羽根海岸	30-2	中塚地区	10272	大分県河川課	0		
44		県知事管理海岸	-	-	10280	大分県河川課	295		
45		松津漁港海岸	-	松津地区	10291	水産庁(豊後高田市)	761		
46		県知事管理海岸	-	-	10300	大分県河川課	530		
47		香々地漁港海岸	34-1	香々地地区	10311	水産庁(大分県)	5,483		
48		香々地漁港海岸	34-2	高島地区香々地町	10312	水産庁(大分県)	600		
49		県知事管理海岸	35-1	-	10320	大分県河川課	150		
50		県知事管理海岸	35-2	-	10330	大分県河川課	1,583		
51		香々地漁港海岸	-	高島地区国見町	10313	水産庁(大分県)	671		
52		小高島海岸	-	小高島地区	10340	大分県港湾課	1,255		
53		小野田漁港海岸	-	小野田地区	10351	水産庁(国東市)	1,183		
54		県知事管理海岸	-	-	10360	大分県河川課	580		
55		竹田津漁港海岸	-	竹田津地区	10371	水産庁(大分県)	5,628		
56		竹田津漁港海岸	-	竹田津地区	10381	大分県農村基盤整備課	1,887		
57		県知事管理海岸	-	-	10390	大分県河川課	40		
58		種田漁港海岸	-	種田地区	10401	水産庁(国東市)	473		
59		県知事管理海岸	-	-	10410	大分県河川課	1,040		
60		国東海岸	45-1	伊美(天神)地区	10421	大分県港湾課	1,984		
61		国東海岸	45-2	伊美(古町)地区	10422	大分県港湾課	1,742		
62		古町漁港海岸	-	古町地区	10431	水産庁(国東市)	661		
63		国東海岸	-	櫛来(櫛来)地区	10441	大分県港湾課	2,805		
64		櫛来港海岸	-	櫛来地区	10451	大分県農村基盤整備課	1,076		
65		古江漁港海岸	-	古江地区	10461	水産庁(国東市)	1,522		
66		国東海岸	-	岐部地区	10470	大分県港湾課	1,831		
67		岐部海岸	-	岐部地区	10481	大分県農村基盤整備課	2,100		
68		県知事管理海岸	-	-	10490	大分県河川課	1,260		
69		唼ノ浦漁港海岸	-	唼ノ浦地区	10501	水産庁(国東市)	1,564		
70		県知事管理海岸	-	-	10510	大分県河川課	460		
71		国東海岸	55-1	熊毛(小熊毛)地区	10521	大分県港湾課	1,243		
72		国東海岸	55-2	熊毛(大熊毛)地区	10522	大分県港湾課	1,064		
73		面木漁港海岸	-	面木地区	10531	水産庁(国東市)	1,675		
74		面木漁港海岸	-	面木地区	10541	大分県農村基盤整備課	1,003		

表 2-1 重点区域一覽 (2/6)

通し No	沿岸名 (大分類)	市町村名	海岸 No	海岸名 (中分類)	地区 No	地区名 (小分類)	海岸延長 No	管理者	海岸線延長 (m)		
75	豊前豊後	国東市	58	内迫漁港海岸	58-1	影地区	10550	水産庁(国東市)	386		
76					内迫漁港海岸	58-2	内迫地区	10551	水産庁(国東市)	420	
77					61	県知事管理海岸	59-1	—	10560	大分県河川課	910
78					59	県知事管理海岸	59-2	—	10570	大分県河川課	430
79					60	島田漁港海岸	—	島田地区	10581	水産庁(国東市)	1,679
80					61	県知事管理海岸	—	—	10590	大分県河川課	330
81					62	国東港海岸	—	向田地区	10600	大分県港湾課	1,127
82					63	県知事管理海岸	—	—	10610	大分県河川課	154
83					64	国東海岸	—	来浦港地区	10621	大分県農村基盤整備課	1,358
84					65	来浦漁港海岸	—	来浦地区	10630	水産庁(国東市)	1,275
85					66	県知事管理海岸	—	—	10640	大分県河川課	575
86						国東海岸	67-1	奈良原地区	10651	大分県河川課	561
87						国東海岸	67-2	羽田地区	10652	大分県河川課	754
88					67	国東海岸	67-3	富来地区	10653	大分県河川課	1,048
89						国東海岸	67-4	田深地区	10654	大分県河川課	533
90						国東海岸	67-5	小原地区	10655	大分県河川課	2,193
91					68	堅来漁港海岸	68-1	奈良原地区	10661	水産庁(国東市)	526
92						堅来漁港海岸	68-2	深江地区	10662	水産庁(国東市)	868
93						堅来漁港海岸	68-3	堅来地区	10663	水産庁(国東市)	1,456
94					69	県知事管理海岸	69-1	—	10670	大分県河川課	400
95						県知事管理海岸	69-2	—	10680	大分県河川課	185
96					70	国東港海岸	70-1	富来(富来浦)地区	10691	大分県港湾課	1,480
97						国東港海岸	70-2	富来(長浜)地区	10692	大分県港湾課	2,153
98					71	県知事管理海岸	—	—	10700	大分県河川課	830
99					72	北江漁港海岸	—	北江地区	10711	水産庁(国東市)	1,341
100					73	県知事管理海岸	—	—	10720	大分県河川課	238
101					74	国東港海岸	74-1	国東(田深)地区	10731	大分県港湾課	2,250
102						国東港海岸	74-2	国東(王子ヶ浜)地区	10732	大分県港湾課	1,789
103					75	県知事管理海岸	—	—	10740	大分県河川課	210
104					76	平床漁港海岸	76-1	平床地区	10750	水産庁(国東市)	706
105						平床漁港海岸	76-2	黒津地区	10751	水産庁(国東市)	1,491
106					77	国東海岸	—	小原地区	10761	大分県農村基盤整備課	698
107					78	国東・武蔵海岸	—	重藤地区	10771	大分県農村基盤整備課	2,760
108					79	国東港海岸	79-1	武蔵(藤本)地区	10871	大分県港湾課	2,792
109						国東港海岸	79-2	武蔵(糸原)地区	10872	大分県港湾課	995
110					80	大海田漁港海岸	—	大海田地区	10880	水産庁(国東市)	796
111					81	大分空港	81-1	武蔵町	10890	大分県港湾課	3,161
112						大分空港	81-2	安岐町	10899	大分県港湾課	2,939
113					82	県知事管理海岸	—	—	10900	大分県河川課	514
114					83	安岐漁港海岸	83-1	安岐地区	10910	水産庁(国東市)	2,213
115						安岐漁港海岸	83-2	塩屋地区	10919	水産庁(国東市)	472
116					84	安岐海岸	—	塩屋地区	10921	大分県河川課	1,070
117						県知事管理海岸	85-1	—	10930	大分県河川課	216
118					85	県知事管理海岸	85-2	—	10940	大分県河川課	23
119					86	東浦漁港海岸	86-1	金地区	10781	水産庁(姫島村)	718
120						東浦漁港海岸	86-2	稻積地区	10782	水産庁(姫島村)	5,351
121						東浦漁港海岸	86-3	大海地区	10783	水産庁(姫島村)	1,141
122					87	県知事管理海岸	—	—	10790	大分県河川課	500
123					88	姫島港海岸	88-1	松原地区	10801	大分県港湾課	1,751
124						姫島港海岸	88-2	追崎地区	10802	大分県港湾課	2,233
125					89	姫島海岸	—	追崎地区	10811	大分県河川課	90
126					90	県知事管理海岸	—	—	10820	大分県河川課	1,150
127					91	西浦漁港海岸	—	西浦地区	10831	水産庁(姫島村)	1,191
128					92	県知事管理海岸	—	—	10840	大分県河川課	720
129					93	北浦漁港海岸	—	北浦地区	10851	水産庁(姫島村)	4,485
130					94	県知事管理海岸	—	—	10860	大分県河川課	1,380
131					95	国東海岸	—	臼石地区	10656	大分県河川課	1,065
132					96	県知事管理海岸	—	—	10949	大分県河川課	154
133					97	杵築海岸	—	奈多地区	10951	大分県河川課	3,847
134					98	奈多漁港海岸	—	—	10960	水産庁(杵築市)	722
135					99	美濃崎漁港海岸	—	美濃崎地区	10971	水産庁(杵築市)	700
136					100	県知事管理海岸	—	—	10980	大分県河川課	1,531
137						守江港海岸	101-1	納屋地区	10990	大分県港湾課	7,885
138						守江港海岸	101-2	守江地区	10991	大分県港湾課	7,817
139						守江港海岸	101-3	杵築地区	10992	大分県港湾課	3,881
140						守江港海岸	101-4	住吉浜地区	10993	大分県港湾課	3,391
141					102	杵築海岸	—	杵築地区	11001	大分県農村基盤整備課	241
142					103	県知事管理海岸	—	—	11010	大分県河川課	1,590
143					104	加貫漁港海岸	—	加貫地区	11021	水産庁(杵築市)	1,066
144					105	県知事管理海岸	—	—	11030	大分県河川課	1,550
145					106	八代漁港海岸	—	八代地区杵築市	11041	水産庁(杵築市)	321

表 2-1 重点区域一覽 (3/6)

通し No	沿岸名 (大分類)	市町村名	海岸 No	海岸名 (中分類)	地区 No	地区名 (小分類)	海岸延長 No	管理者	海岸線延長 (m)		
146	豊前豊後	日出町	107	八代漁港海岸	-	八代地区日出町	11042	水産庁(日出町)	327		
147			108	県知事管理海岸	-	-	11050	大分県河川課	600		
148			109	真那井漁港海岸	-	真那井地区	11061	水産庁(日出町)	801		
149			110	真那井海岸	-	-	11071	大分県河川課	577		
150			111	日出海岸	111-1	糸ヶ浜地区	11081	大分県河川課	3,100		
151			111	日出海岸	111-2	豊岡地区	11082	大分県河川課	1,570		
152			112	大神漁港海岸	-	大神地区	11091	水産庁(日出町)	3,435		
153			113	県知事管理海岸	-	-	11100	大分県河川課	1,620		
154			114	瀬ノ上漁港海岸	-	瀬ノ上地区	11111	水産庁(日出町)	638		
155			115	県知事管理海岸	-	-	11120	大分県河川課	650		
156			116	小深江漁港海岸	-	小深江地区	11131	水産庁(日出町)	1,257		
157			117	県知事管理海岸	-	-	11140	大分県河川課	1,750		
158			118	日出港海岸	118-1	尖地区	11150	大分県港湾課	2,182		
159			118	日出港海岸	118-2	須崎地区	11151	大分県港湾課	3,021		
160			119	豊岡漁港海岸	-	豊岡地区	11161	水産庁(日出町)	2,184		
161			120	豊岡海岸	-	平道地区	11171	大分県河川課	1,277		
162			別府市	121	121-1	別府港海岸	121-1	関ノ江地区	11181	大分県港湾課	2,404
163					121-2	別府港海岸	121-2	上人ヶ浜地区	11182	大分県港湾課	3,013
164					121-3	別府港海岸	121-3	餅ヶ浜地区	11183	大分県港湾課	3,073
165		121-4			別府港海岸	121-4	北浜2地区	11184	大分県港湾課	1,612	
166		121-5			別府港海岸	121-5	北浜1地区	11185	大分県港湾課	2,019	
167		122			亀川漁港海岸	-	-	11190	水産庁(大分県)	2,091	
168		大分市	123	123	県知事管理海岸	-	-	11200	大分県河川課	2,505	
169				124	大分海岸	124-1	田ノ浦地区	11211	大分県河川課	1,379	
170				124	大分海岸	124-2	白木地区	11212	大分県河川課	530	
171				125	県知事管理海岸	-	-	11220	大分県河川課	500	
172				126	県知事管理海岸	-	-	11230	大分県河川課	594	
173				127	127-1	大分港海岸	127-1	津留地区	11240	大分県港湾課	6,882
174					127-2	大分港海岸	127-2	西大分地区	11241	大分県港湾課	3,829
175					127-3	大分港海岸	127-3	住吉地区	11242	大分県港湾課	5,597
176					127-4	大分港海岸	127-4	乙津地区	11243	大分県港湾課	7,766
177					127-5	大分港海岸	127-5	鶴崎地区	11244	大分県港湾課	6,991
178					127-6	大分港海岸	127-6	大在地区	11245	大分県港湾課	17,972
179					127-7	大分港海岸	127-7	坂ノ市地区	11246	大分県港湾課	6,095
180					127-8	大分港海岸	127-8	神崎地区	11247	大分県港湾課	2,884
181				128	神崎漁港海岸	-	神崎地区	11251	水産庁(大分市)	1,535	
182				129	129-1	佐賀関海岸	129-1	幸崎地区	11261	大分県河川課	52
183					129-2	佐賀関海岸	129-2	幸幸地区	11262	大分県河川課	265
184				130	大平漁港海岸	-	大平地区	11271	水産庁(大分市)	724	
185				131	県知事管理海岸	-	-	11280	大分県河川課	685	
186				132	志生木漁港海岸	-	志生木地区	11291	水産庁(大分市)	2,160	
187				133	133-1	県知事管理海岸	133-1	-	11300	大分県河川課	858
188					133-2	県知事管理海岸	133-2	-	11310	大分県河川課	750
189				134	134-1	佐賀関漁港海岸	134-1	古宮地区	11320	大分県港湾課	1,188
190					134-2	佐賀関漁港海岸	134-2	金山地区	11321	大分県港湾課	2,681
191				135	県知事管理海岸	-	-	11330	大分県河川課	1,540	
192				136	福水漁港海岸	-	福水地区	11340	水産庁(大分市)	441	
193				137	137-1	県知事管理海岸	137-1	-	11350	大分県河川課	2,720
194					137-2	県知事管理海岸	137-2	-	11360	大分県河川課	6,173
195		豊後水道西	大分市	138	県知事管理海岸	-	-	20010	大分県河川課	1,300	
196				139	小黒漁港海岸	-	小黒地区	20021	水産庁(大分市)	1,347	
197				140	県知事管理海岸	-	-	20030	大分県河川課	1,600	
198				141	141-1	佐賀関漁港海岸	141-1	幸ノ浦地区	20041	水産庁(大分県)	743
199					141-2	佐賀関漁港海岸	141-2	関地区	20051	水産庁(大分県)	2,240
200					141-3	佐賀関漁港海岸	141-3	汐見地区	20052	水産庁(大分県)	715
201				142	県知事管理海岸	-	-	20060	大分県河川課	420	
202				143	佐賀関海岸	-	白木地区	20071	大分県河川課	445	
203				144	白木漁港海岸	-	-	20080	水産庁(大分市)	284	
204				145	県知事管理海岸	-	-	20090	大分県河川課	90	
205				146	玉井漁港海岸	-	-	20100	水産庁(大分市)	247	
206				147	県知事管理海岸	-	-	20110	大分県河川課	1,470	
207				148	室生漁港海岸	-	室生地区	20121	水産庁(大分市)	521	
208				149	県知事管理海岸	-	-	20130	大分県河川課	650	
209				150	田ノ浦漁港海岸	-	田ノ浦地区	20141	水産庁(大分市)	816	
210				151	県知事管理海岸	-	-	20150	大分県河川課	510	
211				152	上浦漁港海岸	-	上浦地区	20161	水産庁(大分市)	1,008	
212				153	佐賀関海岸	-	串ヶ鼻地区	20171	大分県農村基盤整備課	984	
213				154	県知事管理海岸	-	-	20180	大分県河川課	366	
214				155	下浦漁港海岸	-	下浦地区	20191	水産庁(大分市)	1,741	
215				156	一尺屋海岸	-	一尺屋地区	20201	大分県河川課	400	
216				157	県知事管理海岸	-	-	20210	大分県河川課	485	

表 2-1 重点区域一覽 (4/6)

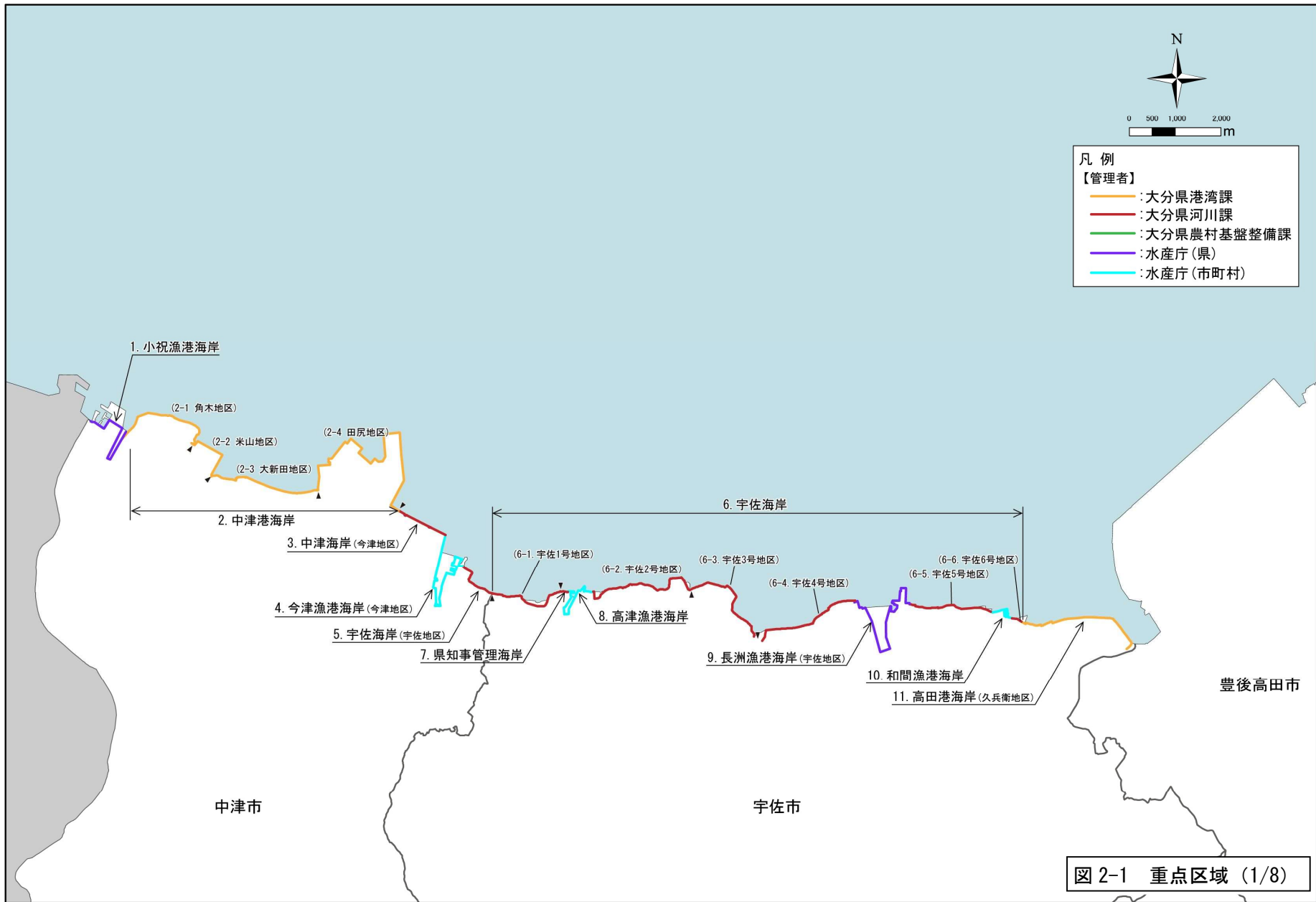
通し No	沿岸名 (大分類)	市町村名	海岸 No	海岸名 (中分類)	地区 No	地区名 (小分類)	海岸延長 No	管理者	海岸線延長 (m)
217	豊後水道西	臼杵市	158	臼杵海岸	158-1	佐志生地区	20221	大分県河川課	2,597
218			臼杵海岸	158-2	佐志生(黒島)地区	20222	大分県河川課	403	
219			臼杵海岸	158-3	風成地区	20223	大分県河川課	775	
220			159	県知事管理海岸	-	-	20230	大分県河川課	1,450
221			160	佐志生漁港海岸	160-1	-	20240	水産庁(臼杵市)	1,117
222			佐志生漁港海岸	160-2	尾本地区	20241	水産庁(臼杵市)	1,900	
223			161	県知事管理海岸	-	-	20260	大分県河川課	410
224			162	下ノ江港海岸	-	下ノ江地区	20271	大分県港湾課	4,698
225			163	県知事管理海岸	-	-	20280	大分県河川課	805
226			164	中津浦漁港海岸	-	中津浦地区	20291	水産庁(臼杵市)	2,492
227			165	臼杵港海岸	165-1	大浜・諏訪地区	20301	大分県港湾課	4,373
228			臼杵港海岸	165-2	祇園洲地区	20302	大分県港湾課	2,022	
229			臼杵港海岸	165-3	板知屋地区	20303	大分県港湾課	3,478	
230			166	臼杵漁港海岸	-	板知屋地区	20311	水産庁(大分県)	1,721
231			167	県知事管理海岸	-	-	20320	大分県河川課	1,030
232			168	上浦(臼杵)漁港海岸	-	大泊・風成地区	20331	水産庁(臼杵市)	2,628
233			169	鳴川漁港海岸	-	-	20340	水産庁(臼杵市)	780
234			170	県知事管理海岸	-	-	20350	大分県河川課	55
235			171	坪江漁港海岸	-	坪江地区	20361	水産庁(臼杵市)	493
236			172	県知事管理海岸	-	-	20370	大分県河川課	665
237			173	津久見島漁港海岸	-	津久見島地区	20381	水産庁(臼杵市)	498
238			174	県知事管理海岸	-	-	20390	大分県河川課	1,380
239			175	深江漁港海岸	-	深江地区	20401	水産庁(臼杵市)	1,038
240			176	県知事管理海岸	-	-	20410	大分県河川課	1,590
241			177	東深江漁港海岸	177-1	柿ノ浦地区	20421	水産庁(臼杵市)	1,989
242			東深江漁港海岸	177-2	久保浦・笠場・破磯地区	20422	水産庁(臼杵市)	1,199	
243			178	県知事管理海岸	-	-	20430	大分県河川課	810
244			179	清水漁港海岸	-	清水地区	20441	水産庁(臼杵市)	880
245	180	県知事管理海岸	-	-	20450	大分県河川課	2,120		
246	181	泊ヶ内漁港海岸	-	泊ヶ内地区	20461	水産庁(臼杵市)	1,368		
247	182	県知事管理海岸	-	-	20470	大分県河川課	745		
248	183	県知事管理海岸	-	-	20479	大分県河川課	2,775		
249	184	無垢島漁港海岸	-	無垢島地区	20481	水産庁(津久見市)	1,029		
250	185	県知事管理海岸	185-1	-	20490	大分県河川課	1,730		
251	185	県知事管理海岸	185-2	-	20500	大分県河川課	4,170		
252	186	楠屋漁港海岸	-	楠屋地区	20511	水産庁(津久見市)	740		
253	187	県知事管理海岸	-	-	20520	大分県河川課	1,210		
254	188	長目漁港海岸	188-1	長目地区	20531	水産庁(津久見市)	3,403		
255	188	長目漁港海岸	188-2	黒島地区	20532	水産庁(津久見市)	697		
256	189	県知事管理海岸	-	-	20540	大分県河川課	1,140		
257	190	津久見港海岸	190-1	立花地区	20550	大分県港湾課	2,929		
258	津久見港海岸	190-2	堅浦地区	20551	大分県港湾課	5,448			
259	津久見港海岸	190-3	青江地区	20552	大分県港湾課	5,745			
260	津久見港海岸	190-4	干怒地区	20553	大分県港湾課	4,335			
261	191	県知事管理海岸	-	-	20560	大分県河川課	2,130		
262	192	津久見海岸	-	冠地区	20571	大分県河川課	541		
263	193	県知事管理海岸	-	-	20580	大分県河川課	2,505		
264	194	日代漁港海岸	194-1	日見地区	20591	水産庁(津久見市)	2,451		
265	日代漁港海岸	194-2	網代地区	20592	水産庁(津久見市)	2,357			
266	195	県知事管理海岸	-	-	20600	大分県河川課	880		
267	196	赤江漁港海岸	-	赤江地区	20611	水産庁(津久見市)	3,476		
268	197	県知事管理海岸	-	-	20620	大分県河川課	4,300		
269	198	仙水漁港海岸	-	鳩荒代地区	20631	水産庁(津久見市)	4,516		
270	199	県知事管理海岸	-	-	20640	大分県河川課	880		
271	200	四浦漁港海岸	-	四浦地区	20651	水産庁(津久見市)	9,344		
272	201	県知事管理海岸	-	-	20660	大分県河川課	250		
273	202	大元漁港海岸	-	大元地区	20671	水産庁(津久見市)	1,810		
274	203	保戸島漁港海岸	-	保戸島地区	20681	水産庁(大分県)	4,222		
275	204	県知事管理海岸	204-1	-	20690	大分県河川課	1,400		
276	204	県知事管理海岸	204-2	-	20700	大分県河川課	1,760		
277	205	高浜漁港海岸	-	高浜地区	20711	水産庁(津久見市)	912		
278	206	県知事管理海岸	-	-	20720	大分県河川課	1,565		
279	207	県知事管理海岸	-	-	20729	大分県河川課	75		
280	208	大浜漁港海岸	-	大浜地区	20731	水産庁(佐伯市)	415		
281	209	県知事管理海岸	-	-	20740	大分県河川課	4,220		
282	210	蒲戸漁港海岸	-	蒲戸地区	20751	水産庁(佐伯市)	794		
283	211	中崎海岸	-	-	20761	大分県河川課	305		
284	212	福泊漁港海岸	-	福泊地区	20771	水産庁(佐伯市)	607		
285	213	県知事管理海岸	-	-	20780	大分県河川課	926		
286	214	最勝海岸	-	-	20791	大分県河川課	2,156		
287	215	長田漁港海岸	-	長田地区	20801	水産庁(佐伯市)	968		
288	216	県知事管理海岸	-	-	20810	大分県河川課	380		

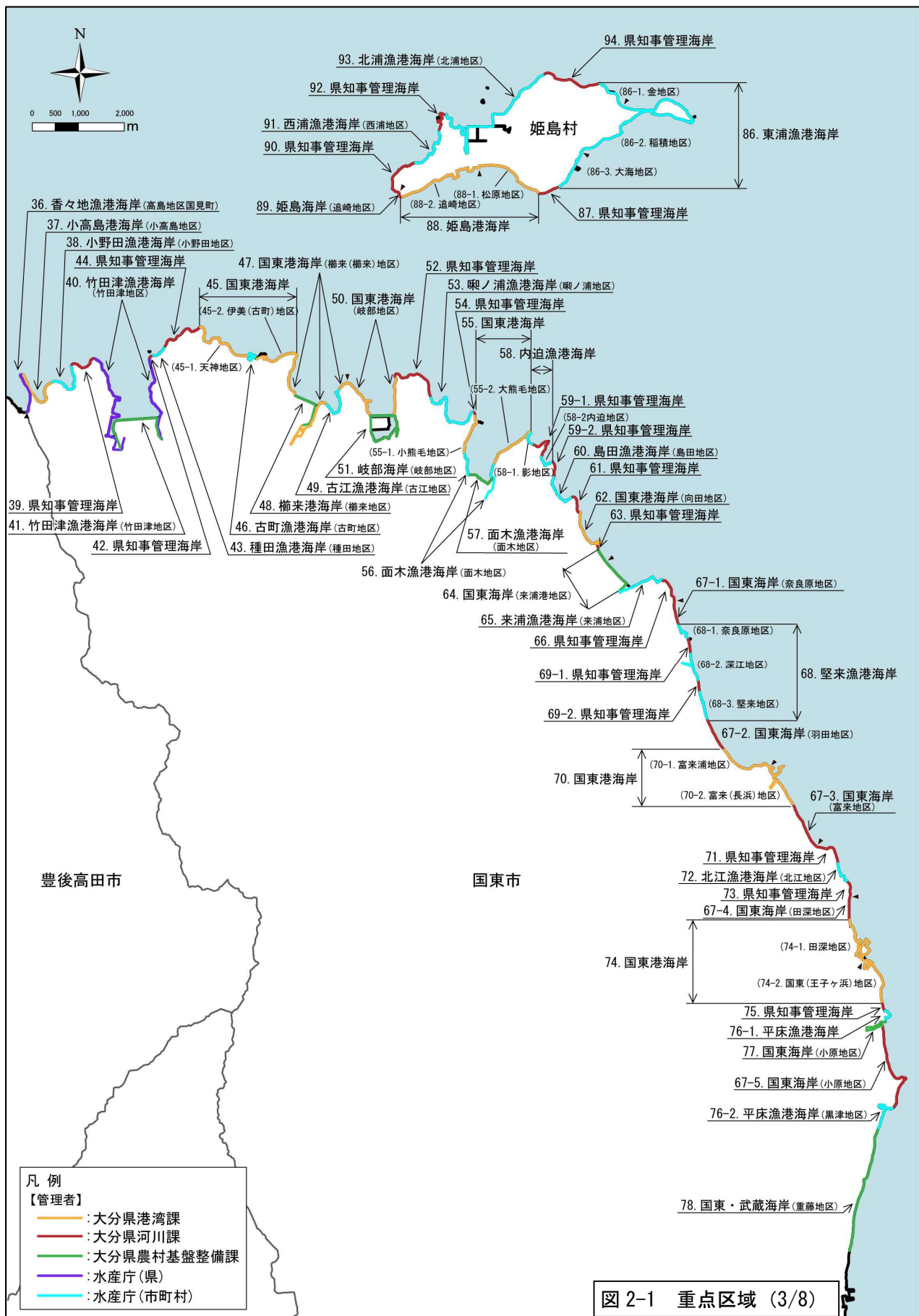
表 2-1 重点区域一覽 (5/6)

通し No	沿岸名 (大分類)	市町村名	海岸 No	海岸名 (中分類)	地区 No	地区名 (小分類)	海岸延長 No	管理者	海岸線延長 (m)
289	豊後水道西	佐伯市	217	浅海井漁港海岸	217-1	旭日地区	20821	水産庁(佐伯市)	530
290				浅海井漁港海岸	217-2	夏井地区	20822	水産庁(佐伯市)	1,056
291				浅海井漁港海岸	217-3	津井地区	20823	水産庁(佐伯市)	2,298
292				浅海井漁港海岸	217-4	小島地区	20824	水産庁(佐伯市)	801
293				浅海井漁港海岸	217-5	浅海井地区	20825	水産庁(佐伯市)	970
294			上浦海岸	218-1	夏井港地区	20831	大分県農村基盤整備課	610	
295			上浦海岸	218-2	広浦地区	20841	大分県河川課	943	
296			219	浪太漁港海岸	-	浪太地区	20851	水産庁(佐伯市)	1,013
297			220	県知事管理海岸	-	-	20860	大分県河川課	800
298			221	二采漁港海岸	-	-	20870	水産庁(佐伯市)	1,019
299			222	県知事管理海岸	-	-	20880	大分県河川課	450
300			223	護江漁港海岸	-	護江地区	20891	水産庁(佐伯市)	2,493
301			224	県知事管理海岸	-	-	20900	大分県河川課	2,090
302			225	霞ヶ浦漁港海岸	-	霞ヶ浦地区	20911	水産庁(佐伯市)	4,944
303			226	佐伯港海岸	226-1	海崎・葛地区	20921	大分県港湾課	6,286
304			佐伯港海岸	226-2	女島地区	20922	大分県港湾課	7,048	
305			佐伯港海岸	226-3	守後地区	20923	大分県港湾課	1,149	
306			佐伯港海岸	226-4	石間地区	20924	大分県港湾課	1,276	
307			佐伯港海岸	226-5	大荒網代地区	20925	大分県港湾課	2,535	
308			227	県知事管理海岸	-	-	20930	大分県河川課	1,750
309			228	片神漁港海岸	-	-	20940	水産庁(佐伯市)	567
310			229	片神漁港海岸	-	片神地区	20941	水産庁(佐伯市)	3,291
311			230	県知事管理海岸	230-1	-	20950	大分県河川課	390
312			県知事管理海岸	230-2	-	-	20960	大分県河川課	650
313			231	高松漁港海岸	-	高松地区	20971	水産庁(佐伯市)	944
314			232	県知事管理海岸	-	-	20980	大分県河川課	620
315			233	佐伯海岸	-	高松浦地区	20991	大分県農村基盤整備課	218
316			234	県知事管理海岸	-	-	21000	大分県河川課	2,090
317			235	日向泊漁港海岸	-	日向泊地区	21011	水産庁(佐伯市)	922
318			236	県知事管理海岸	-	-	21020	大分県河川課	875
319			237	塩ヶ谷漁港海岸	-	塩ヶ谷地区	21031	水産庁(佐伯市)	3,142
320			238	県知事管理海岸	-	-	21040	大分県河川課	1,234
321			239	大入島漁港海岸	-	-	21050	水産庁(佐伯市)	1,313
322			240	県知事管理海岸	240-1	-	21060	大分県河川課	613
323			県知事管理海岸	240-2	-	-	21069	大分県河川課	1,007
324			241	吹浦漁港海岸	-	吹浦地区	21071	水産庁(佐伯市)	1,794
325			242	鶴見海岸	242-1	荒三郎地区	21081	大分県河川課	1,344
326			鶴見海岸	242-2	猿鳴地区	21082	大分県河川課	2,121	
327			243	松浦漁港海岸	-	松浦地区	21091	水産庁(大分県)	4,111
328			244	県知事管理海岸	-	-	21100	大分県河川課	760
329			245	二叉漁港海岸	-	二叉地区	21111	水産庁(佐伯市)	2,651
330			246	県知事管理海岸	-	-	21120	大分県河川課	3,719
331			247	有明漁港海岸	-	有明地区	21131	水産庁(佐伯市)	4,694
332			248	県知事管理海岸	-	-	21140	大分県河川課	3,230
333			249	羽出漁港海岸	-	羽出地区	21151	水産庁(佐伯市)	2,805
334			250	県知事管理海岸	-	-	21160	大分県河川課	130
335			251	中越漁港海岸	-	中越地区	21171	水産庁(佐伯市)	1,091
336			252	島江漁港海岸	-	島江地区	21180	水産庁(佐伯市)	390
337			253	県知事管理海岸	-	-	21190	大分県河川課	1,393
338			254	猿戸漁港海岸	-	猿戸地区	21200	水産庁(佐伯市)	1,997
339			255	県知事管理海岸	-	-	21210	大分県河川課	2,630
340			256	丹賀漁港海岸	-	丹賀地区	21221	水産庁(佐伯市)	766
341			257	丹賀浦海岸	-	丹賀浦地区	21231	大分県河川課	415
342			258	県知事管理海岸	-	-	21240	大分県河川課	2,252
343			259	梶寄漁港海岸	-	梶寄地区	21251	水産庁(佐伯市)	950
344			260	県知事管理海岸	-	-	21260	大分県河川課	1,040
345			261	下梶寄海岸	-	-	21271	大分県河川課	565
346			262	大島漁港海岸	-	大島地区	21281	水産庁(佐伯市)	3,645
347			263	県知事管理海岸	263-1	-	21290	大分県河川課	8,000
348			県知事管理海岸	263-2	-	-	21300	大分県河川課	2,528
349			県知事管理海岸	263-3	-	-	21309	大分県河川課	5,112
350			264	芳ヶ浦海岸	-	芳ヶ浦地区	21311	大分県河川課	569
351			265	県知事管理海岸	-	-	21320	大分県河川課	5,810
352			266	間越漁港海岸	-	間越地区	21331	水産庁(佐伯市)	1,002
353			267	県知事管理海岸	-	-	21340	大分県河川課	11,160
354			268	小浦漁港海岸	-	小浦地区	21351	水産庁(佐伯市)	1,661
355			269	浦代港海岸	-	浦代地区	21361	大分県港湾課	4,274
356			270	米水津海岸	-	田鶴音地区	21371	大分県農村基盤整備課	350
357			271	県知事管理海岸	-	-	21380	大分県河川課	1,608
358			272	米水津海岸	-	大内浦地区	21391	大分県河川課	493
359			273	県知事管理海岸	-	-	21400	大分県河川課	220
360			274	色宮漁港海岸	-	色宮地区	21411	水産庁(佐伯市)	3,993
361			275	県知事管理海岸	275-1	-	21420	大分県河川課	2,777
362			県知事管理海岸	275-2	-	-	21429	大分県河川課	6,363

表 2-1 重点区域一覽 (6/6)

通し No	沿岸名 (大分類)	市町村名	海岸 No	海岸名 (中分類)	地区 No	地区名 (小分類)	海岸延長 No	管理者	海岸線延長 (m)
363	豊後水道西	佐伯市	276	尾浦漁港海岸	-	尾浦地区	21431	水産庁(佐伯市)	2,159
364			277	県知事管理海岸	-	-	21440	大分県河川課	1,780
365			278	入津漁港海岸	278-1	畑野浦地区	21451	水産庁(佐伯市)	4,454
366				入津漁港海岸	278-2	楠本地区	21452	水産庁(佐伯市)	4,569
367				入津漁港海岸	278-3	竹野浦河内地区	21453	水産庁(佐伯市)	6,310
368				入津漁港海岸	278-4	西野浦地区	21454	水産庁(佐伯市)	7,256
369			279	蒲江海岸	279-1	西野浦地区	21461	大分県河川課	948
370				蒲江海岸	279-2	高山地区	21462	大分県河川課	1,735
371			280	県知事管理海岸	-	-	21470	大分県河川課	12,820
372			281	元猿漁港海岸	-	元猿地区	21481	水産庁(佐伯市)	2,324
373			282	県知事管理海岸	-	-	21490	大分県河川課	3,570
374			283	蒲江漁港海岸	283-1	加羽根地区	21501	水産庁(大分県)	3,261
375				蒲江漁港海岸	283-2	鷺谷地区	21502	水産庁(大分県)	2,582
376				蒲江漁港海岸	283-3	小蒲江地区	21503	水産庁(大分県)	995
377			284	県知事管理海岸	284-1	-	21510	大分県河川課	1,930
378				県知事管理海岸	284-2	-	21520	大分県河川課	2,011
379				県知事管理海岸	284-3	-	21530	大分県河川課	450
380			285	屋形島漁港海岸	-	屋形島地区	21541	水産庁(佐伯市)	1,149
381			286	県知事管理海岸	-	-	21550	大分県河川課	3,000
382			287	蒲江海岸	-	屋形島地区	21561	大分県農村基盤整備課	1,000
383			288	灘内漁港海岸	-	灘内地区	21571	水産庁(佐伯市)	7,937
384			289	県知事管理海岸	-	-	21580	大分県河川課	8,140
385			290	丸市尾港海岸	-	丸市尾地区	21591	大分県港湾課	2,187
386			291	県知事管理海岸	-	-	21600	大分県河川課	730
387			292	葛原漁港海岸	-	葛原地区	21611	水産庁(佐伯市)	1,761
388			293	県知事管理海岸	-	-	21620	大分県河川課	3,300
389			294	波当津漁港海岸	-	波当津地区	21631	水産庁(佐伯市)	1,986
390			295	県知事管理海岸	295-1	-	21640	大分県河川課	1,650
391				県知事管理海岸	295-2	-	21650	大分県河川課	1,100
392			296	深島漁港海岸	-	深島地区	21661	水産庁(佐伯市)	2,197
393			297	県知事管理海岸	-	-	21670	大分県河川課	3,980

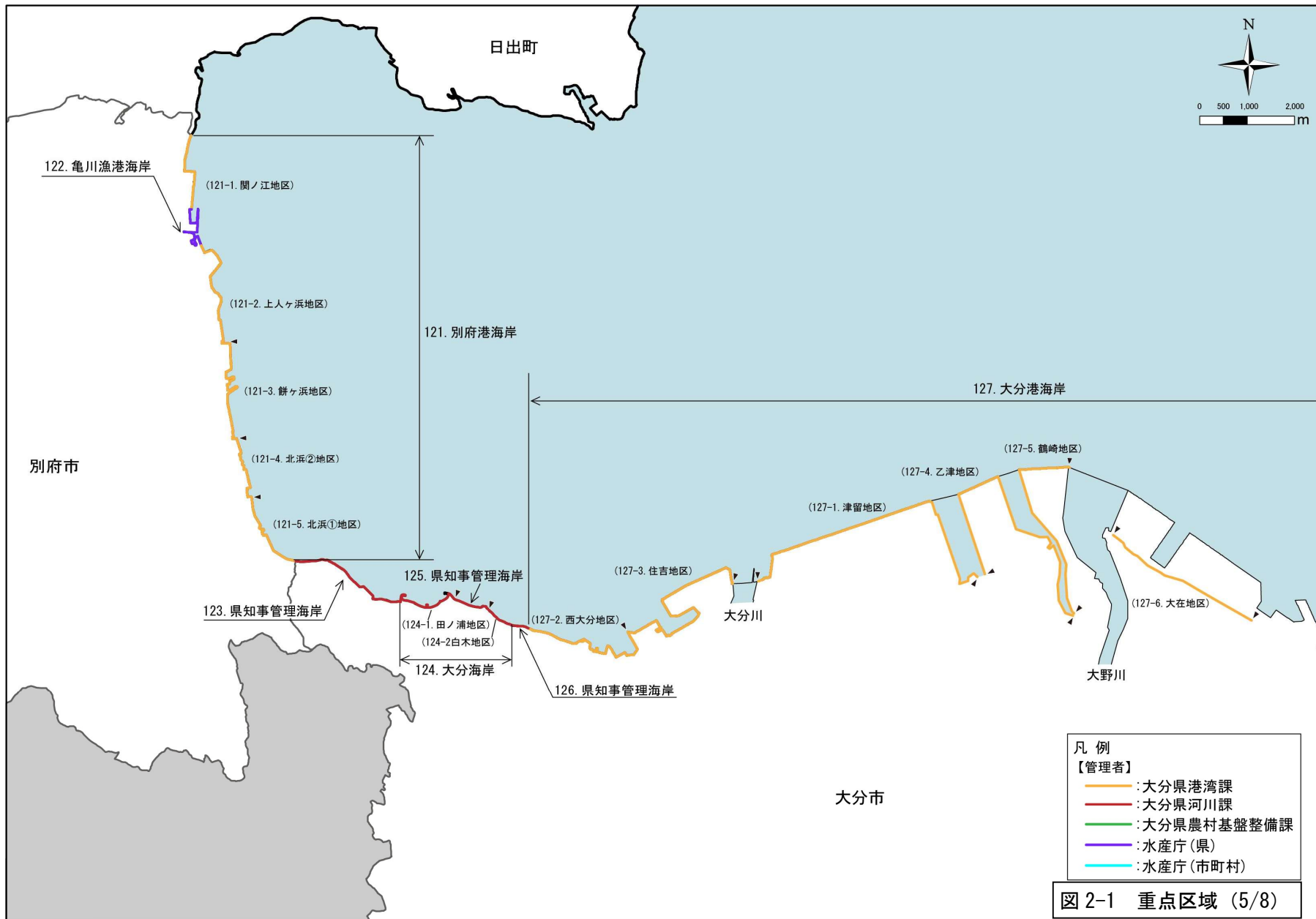




- 凡例
【管理者】
- : 大分県港湾課
 - : 大分県河川課
 - : 大分県農村基盤整備課
 - : 水産庁(県)
 - : 水産庁(市町村)

図 2-1 重点区域 (3/8)





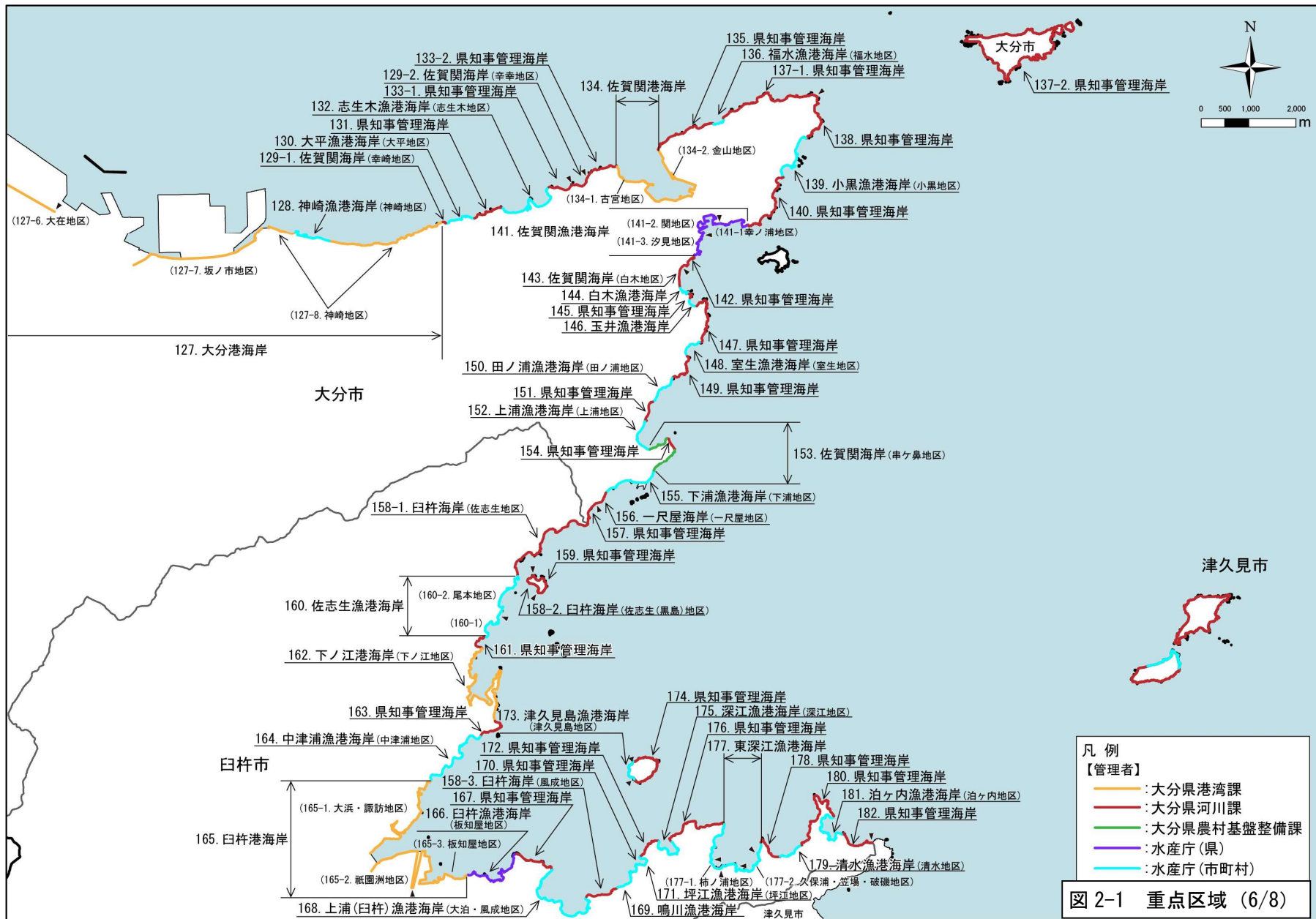


図 2-1 重点区域 (6/8)





3. 連絡先及び連絡体制

3.1 連絡先一覧

海岸漂着物に関する通報や相談等に関しては、前項の「重点区域」の地図をご確認いただき、各海岸管理者にお問い合わせください。

また、本計画に関するご質問等に関しては、巻末に掲載の「大分県生活環境部循環社会推進課」までご連絡下さい。

【大分県】 令和8年3月1日時点

事務所名	電話番号
豊後高田土木事務所	0978-22-2285
国東土木事務所	0978-72-1321
別府土木事務所	0977-67-0211
大分土木事務所	097-558-2141
臼杵土木事務所	0972-63-4136
佐伯土木事務所	0972-22-3171
中津土木事務所	0979-22-2110
宇佐土木事務所	0978-32-1300
大分県東部振興局	0978-72-1215
大分県東部振興局 日出水利耕地事務所	0977-72-2018
大分県中部振興局	097-506-5743
大分県南部振興局	0972-24-8601
大分県北部振興局	0978-32-0149

【市町村】 令和8年3月1日時点

市町村	課名	電話番号
大分市	河川・みなと振興課	097-537-5632
別府市	都市整備課	0977-21-1465
	生活環境課	0977-21-1134
中津市	本庁総務課	0979-62-9871
佐伯市	水産課	0972-22-3226
臼杵市	環境課	0972-86-2706
津久見市	総務課	0972-82-4115
豊後高田市	総務課	0978-25-6391
杵築市	市民生活課	0978-62-1806
宇佐市	林業水産課	0978-27-8163
	生活環境課	0978-27-8133
国東市	環境衛生課	0978-72-9001
姫島村	生活環境課	0978-87-2276
日出町	総務課	0977-73-3150

大分県流木等処理対策検討会議

令和 8 年 3 月 1 日時点

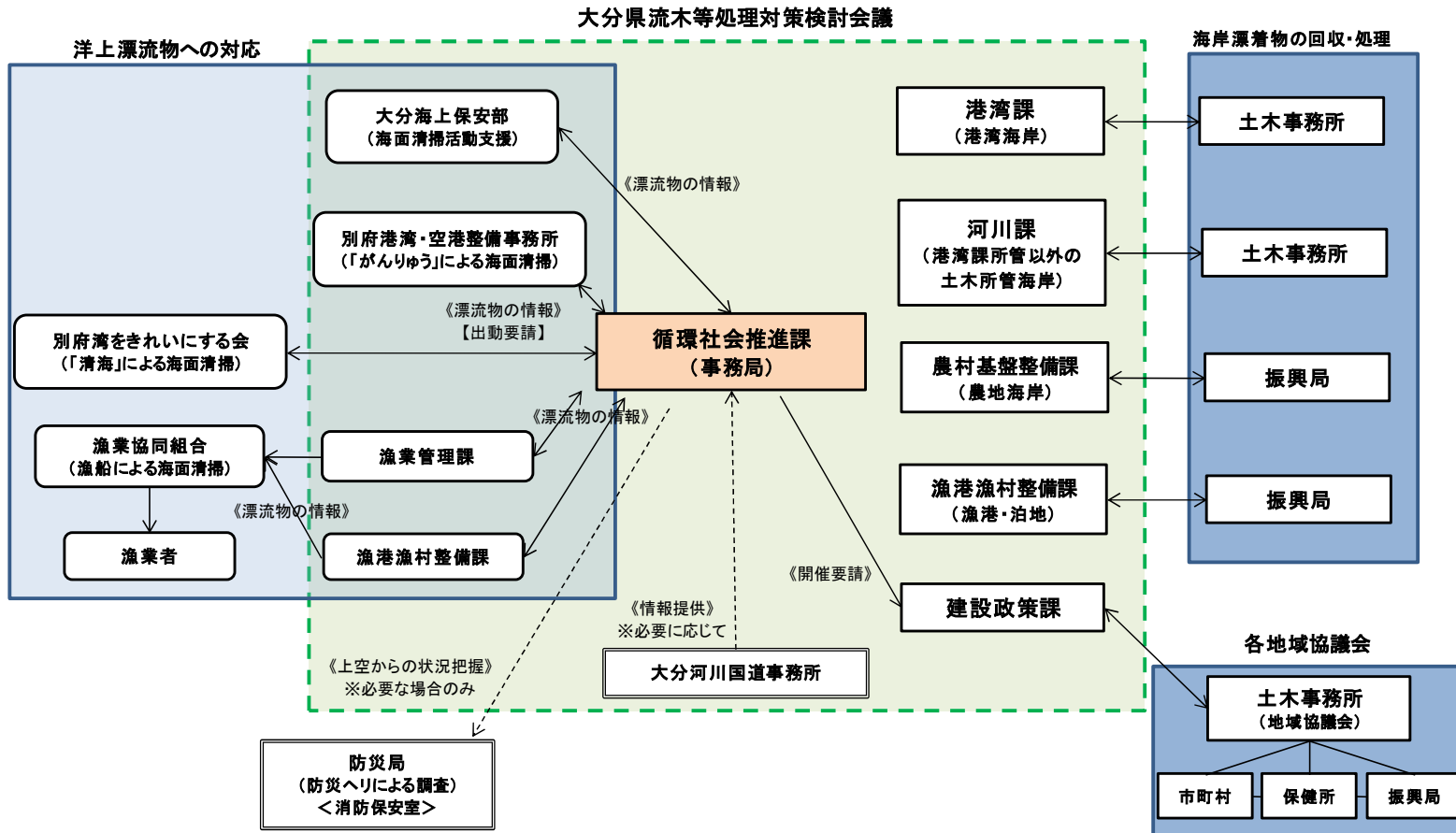
	所 属 名	電 話 番 号
大分県	循環社会推進課（事務局）	097-506-3141
	農村基盤整備課	097-506-3725
	漁業管理課	097-506-3920
	（座礁・混獲鯨類担当）	097-506-3918
	漁港漁村整備課	097-506-3977
	建設政策課	097-506-4555
	河 川 課	097-506-4598
	港 湾 課	097-506-4615
国の機関	国土交通省九州地方整備局 大分河川国道事務所 河川管理課	097-544-4167
	国土交通省九州地方整備局 別府港湾・空港整備事務所 工務課	0977-21-0171
	大分海上保安部 交通課	097-523-2197
関係団体	公益社団法人別府湾をきれいにする会	097-536-3841

3.2 連絡・連携体制

大分県流木等処理対策検討会議と関係機関との連絡・連携体制を、以下に示します。

大分県流木等処理対策検討会議連絡体制図

令和8年3月1日現在



大分県流木等処理対策検討会議等連絡・連携体制図

4. 漂流・漂着物、流木等処理対策関係事業

海岸漂着物等の回収や撤去等に関して、活用できる事業の一覧及び処理に係るフロー図を、それぞれ表 4-1、図 4-1 に示します。

表 4-1 漂流・漂着物、流木等処理対策関係事業一覧

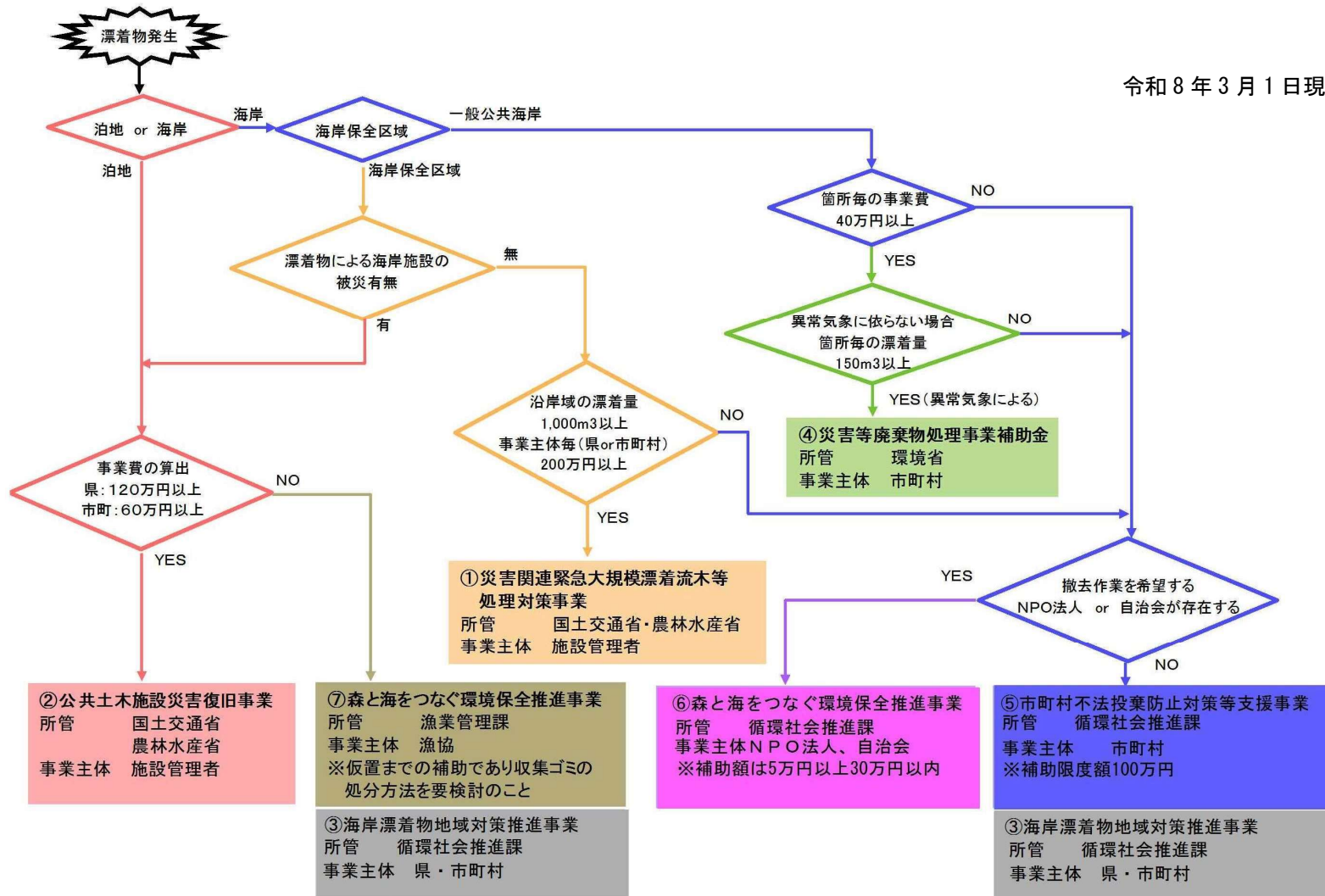
令和 8 年 3 月 1 日現在

No	事業名	実施主体	補助率	事業内容	所管所属	区分
①	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業	県・市町村	1/2	大量の流木等漂着物により、海岸保全区域内施設の機能が阻害される場合に、海岸管理者が緊急的に行う流木及びごみ等の処理 ※漂着物量 1,000 m ³ 以上	河川課 港湾課 農村基盤整備課 漁港漁村整備課	国事業
②	公共土木施設災害復旧事業	県・市町村	2/3	港湾等の泊地・航路内に埋塞した流木の回収・撤去 ※採択要件に注意	港湾課 漁港漁村整備課	国事業
③	海岸漂着物地域対策推進事業 (一部産廃税活用)	県・市町村	原則 7/10 過疎法、半島法対象 8/10 離島法対象 9/10	海岸漂着物等の回収・処理、発生抑制対策など。※平成 26 年度から漂流ごみ、海底ごみも対象	循環社会推進課	県事業
④	災害廃棄物処理事業費補助金	市町村	1/2	災害廃棄物（海岸保全区域外の海岸漂着物を含む）の収集・運搬及び処分 ※災害に起因しない漂着物は処理量 150 m ³ 以上	循環社会推進課	国事業
⑤	市町村不法投棄防止対策等支援事業 (産廃税活用事業)	市町村	1/2	海岸漂着物等の回収・処理、発生抑制対策	循環社会推進課	県事業
⑥	森と海をつなぐ環境保全推進事業 (森林環境税活用事業)	自治会、NPO等	10/10	海岸等に漂着した流木等漂着物の回収・撤去の活動 ※下限 50 千円～上限 300 千円	循環社会推進課	県事業
⑦	森と海をつなぐ環境保全推進事業 (森林環境税活用事業)	大分県漁業協同組合	10/10	漁港・港湾の泊地、船溜内に滞留し漁船等の航行の障害となる流木等の回収・撤去を緊急的に行う場合	漁業管理課	県事業
⑧	廃棄物処理施設整備費 (循環型社会形成推進交付金)	市町村	1/3	海岸漂着物を含む廃棄物の処理を行うために必要な廃棄物処理施設の整備 ※平成 22 年度から海岸漂着物に係る除塩施設、破砕切断施設も対象	循環社会推進課	国事業

注：③の事業は、図 4-1 の場合分けによらず活用できます。但し、災害適用となる場合は災害関連の事業が優先されます。

⑧の事業は、施設整備に関する交付金のため、次ページのフロー図には含まれません。

着色している①～⑦の事業は次ページのフロー図と対応しています。



注：①～⑦の事業は表 4-1 と対応しています。
 ③の事業は場合分けによらず活用できます。ただし、災害適用となる場合は災害関連の事業が優先されます。

図 4-1 海岸漂着物処理に係るフロー

5. 関係法令等

■美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（海岸漂着物処理推進法）

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成二十一年七月十五日法律第八十二号）

最終改正年月日：平成三十年六月二十二日公布（平成三十年法律第六十四号）改正

目次

- 第一章 総則（第一条—第十二条）
- 第二章 基本方針（第十三条）
- 第三章 地域計画等（第十四条—第十六条）
- 第四章 海岸漂着物対策の推進
 - 第一節 海岸漂着物等の円滑な処理（第十七条—第二十一条の二）
 - 第二節 海岸漂着物等の発生の抑制（第二十二条—第二十四条）
 - 第三節 その他の海岸漂着物等の処理等の推進に関する施策（第二十五条—第三十一条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条

この法律は、海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全を図る上で海岸漂着物等がこれらに深刻な影響を及ぼしている現状並びに海岸漂着物等が大規模な自然災害の場合に大量に発生していることに鑑み、海岸漂着物等の円滑な処理を図るため必要な施策及び海岸漂着物等の発生の抑制を図るため必要な施策（以下「海岸漂着物対策」という。）に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、政府による基本方針の策定その他の海岸漂着物対策を推進するために必要な事項を定めることにより、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条

- この法律において「海岸漂着物」とは、海岸に漂着したごみその他の汚物又は不要物をいう。
- 2 この法律において「漂流ごみ等」とは、我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存するごみその他の汚物又は不要物をいう。
 - 3 この法律において「海岸漂着物等」とは、海岸漂着物及び海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物並びに漂流ごみ等をいう。
 - 4 この法律において「海岸管理者等」とは、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第三項の海岸管理者及び他の法令の規定により施設の管理を行う者であつてその権原に基づき、又は他の法令の規定に基づいて国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地を管理する者をいう。

（総合的な海岸の環境の保全及び再生）

第三条

海岸漂着物対策は、白砂青松の浜辺に代表される良好な景観の保全や岩礁、干潟等における生物の多様性の確保に配慮しつつ、総合的な海岸の環境の保全及び再生に寄与することを旨として、行われなければならない。

(責任の明確化と円滑な処理の推進)

第四条

海岸漂着物対策は、海岸漂着物等の処理に係る海岸管理者等その他の関係者の責任を明らかにするとともに、海岸漂着物等の多様な性質、態様等に即した円滑な処理が推進されることを旨として、行われなければならない。

(海岸漂着物等の発生の効果的な抑制)

第五条

海岸漂着物対策は、海岸漂着物が山から川、そして海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着するものであって、その発生の状況が環境の保全に対する国民の意識を反映した一面を有するものであることに鑑み、海岸漂着物等に関する問題が海岸を有する地域のみならず全ての地域において共通の課題であるとの認識に立って、循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）その他の関係法律による施策と相まって、海岸漂着物等の発生の効果的な抑制が図られるよう十分配慮されたものでなければならない。

(海洋環境の保全)

第六条

海岸漂着物対策は、海に囲まれた我が国にとって良好な海洋環境の保全が豊かで潤いのある国民生活に不可欠であることに留意して行われなければならない。

2 海岸漂着物対策は、海域においてマイクロプラスチック（微細なプラスチック類をいう。第十一条の二において同じ。）が海洋環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあること及びその処理が困難であること等に鑑み、海岸漂着物等であるプラスチック類の円滑な処理及び廃プラスチック類の排出の抑制、再生利用等による廃プラスチック類の減量その他その適正な処理が図られるよう十分配慮されたものでなければならない。

(多様な主体の適切な役割分担と連携の確保)

第七条

海岸漂着物対策は、海岸漂着物等の適正な処理及び海岸漂着物等の発生の抑制（以下「海岸漂着物等の処理等」という。）について国民の積極的な取組が促進されるよう、海岸漂着物等の処理等に対する国民の意識の高揚を図りつつ、国、地方公共団体、事業者、国民、民間の団体等の適切な役割分担及びこれらの多様な主体の相互の連携の下に、行われなければならない。

(国際協力の推進)

第八条

海岸漂着物対策の実施に当たっては、国による外交上の適切な対応が図られるようにするとともに、海岸漂着物には周辺国から我が国の海岸に漂着する物がある一方で、我が国から周辺国の海岸に漂着する物もあることにかんがみ、海岸漂着物に関する問題が我が国及び周辺国にとって共通の課題であるとの認識に立って、その解決に向けた国際協力の推進が図られるよう十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第九条

国は、第三条から前条までに規定する海岸漂着物対策に関する基本理念（次条及び第十三条第一項において単に「基本理念」という。）にのっとり、海岸漂着物対策に関し、総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、海岸漂着物対策に関し、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者及び国民の責務)

第十一条

事業者は、その事業活動に伴って海岸漂着物等が発生することのないように努めるとともに、国及び地方公共団体が行う海岸漂着物対策に協力するよう努めなければならない。

2 国民は、海岸漂着物対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国及び地方公共団体が行う海岸漂着物対策に協力するよう努めなければならない。

3 事業者及び国民は、その所持する物を適正に管理し、若しくは処分すること、又はその占有し、若しくは管理する土地を適正に維持管理すること等により、海岸漂着物等の発生を抑制に努めなければならない。

第十一条の二

事業者は、マイクロプラスチックの海域への流出が抑制されるよう、通常の用法に従った使用の後に河川その他の公共の水域又は海域に排出される製品へのマイクロプラスチックの使用の抑制に努めるとともに、廃プラスチック類の排出が抑制されるよう努めなければならない。

(連携の強化)

第十二条

国は、海岸漂着物対策が、海岸を有する地域のみならずすべての地域において、国、地方公共団体、事業者、国民、民間の団体等が相互に連携を図りながら協力することにより着実に推進されることにかんがみ、これらの者との間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

第二章 基本方針

第十三条

政府は、基本理念にのっとり、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下この条及び次条第一項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次の事項を定めるものとする。

一 海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向

二 次条第一項の地域計画の作成に関する基本的事項

三 第十五条第一項の協議会に関する基本的事項

四 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関する重要事項

3 環境大臣は、あらかじめ農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣と協議して基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 環境大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、広く一般の意見を聴かななければならない。

5 環境大臣は、第三項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 地域計画等

(地域計画)

第十四条

都道府県は、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため必要があると認めるときは、基本方針に基づき、単独で又は共同して、海岸漂着物対策を推進するための計画（以下この条及び次条第二項第一号において「地域計画」という。）を作成するものとする。

2 地域計画には、次の事項を定めるものとする。

一 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容

二 関係者の役割分担及び相互協力に関する事項

三 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項

- 3 都道府県は、地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるため必要な措置を講ずるものとする。
- 4 都道府県は、地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係する地方公共団体及び海岸管理者等の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、地域計画を作成しようとする場合において、次条第一項の協議会が組織されているときは、あらかじめ、当該地域計画に記載する事項について当該協議会の協議に付さなければならない。
- 6 都道府県は、地域計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、地域計画の変更について準用する。

(海岸漂着物対策推進協議会)

第十五条

都道府県は、次項の事務を行うため、単独で又は共同して、都道府県のほか、住民及び民間の団体並びに関係する行政機関及び地方公共団体からなる海岸漂着物対策推進協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、次の事務を行うものとする。
 - 一 都道府県の地域計画の作成又は変更に関して協議すること。
 - 二 海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整を行うこと。
- 3 前二項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、協議会が定める。

(海岸漂着物対策活動推進員等)

第十六条

都道府県知事は、海岸漂着物対策の推進を図るための活動に熱意と識見を有する者を、海岸漂着物対策活動推進員として委嘱することができる。

- 2 都道府県知事は、海岸漂着物対策の推進を図るための活動を行う民間の団体を、海岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。
- 3 海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体は、次に掲げる活動を行う。
 - 一 海岸漂着物対策の重要性について住民の理解を深めること。
 - 二 住民又は民間の団体に対し、その求めに応じて海岸漂着物等の処理等のため必要な助言をすること。
 - 三 海岸漂着物対策の推進を図るための活動を行う住民又は民間の団体に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。
 - 四 国又は地方公共団体が行う海岸漂着物対策に必要な協力をすること。

第四章 海岸漂着物対策の推進

第一節 海岸漂着物等の円滑な処理

(処理の責任等)

第十七条

海岸管理者等は、その管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう海岸漂着物等（漂流ごみ等を除く。以下この条及び次条において同じ。）の処理のため必要な措置を講じなければならない。

- 2 海岸管理者等でない海岸の土地の占有者（占有者がない場合には、管理者とする。以下この条において同じ。）は、その占有し、又は管理する海岸の土地の清潔が保たれるよう努めなければならない。
- 3 市町村は、海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者等又は前項の海岸の土地の占有者に協力しなければならない。
- 4 都道府県は、海岸管理者等又は第二項の海岸の土地の占有者による海岸漂着物等の円滑な処理が推進されるよう、これらの者に対し、必要な技術的な助言その他の援助をすることができる。

(市町村の要請)

第十八条

市町村は、海岸管理者等が管理する海岸の土地に海岸漂着物等が存することに起因して住民の生活又は経済活動に支障が生じていると認めるときは、当該海岸管理者等に対し、当該海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(協力の求め等)

第十九条

都道府県知事は、海岸漂着物の多くが他の都道府県の区域から流出したものであることが明らかであると認めるときは、海岸管理者等の要請に基づき、又はその意見を聴いて、当該他の都道府県の知事に対し、海岸漂着物の処理その他必要な事項に関して協力を求めることができる。

2 環境大臣は、前項の規定による都道府県間における協力を円滑に行うため必要があると認めるときは、当該協力に関し、あっせんを行うことができる。

第二十条

都道府県知事は、海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上著しい支障が生ずるおそれがあると認める場合において、特に必要があると認めるときは、環境大臣その他の関係行政機関の長に対し、当該海岸漂着物の処理に関する協力を求めることができる。

(外交上の適切な対応)

第二十一条

外務大臣は、国外からの海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上支障が生じていると認めるときは、必要に応じ、関係行政機関等と連携して、外交上適切に対応するものとする。

(漂流ごみ等の円滑な処理の推進)

第二十一条の二

国及び地方公共団体は、地域住民の生活又は経済活動に支障を及ぼす漂流ごみ等の円滑な処理の推進を図るよう努めなければならない。

第二節 海岸漂着物等の発生の抑制

(発生の状況及び原因に関する調査)

第二十二条

国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の発生の抑制を図るため必要な施策を効果的に推進するため、定期的に、海岸漂着物等の発生の状況及び原因に関する調査を行うよう努めなければならない。

(ごみ等を捨てる行為の防止)

第二十三条

国及び地方公共団体は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）その他の法令の規定に基づく規制と相まって、森林、農地、市街地、河川、海岸等においてみだりにごみその他の汚物又は不要物を捨てる行為を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(土地の適正な管理に関する助言及び指導等)

第二十四条

国及び地方公共団体は、土地の占有者又は管理者に対し、その占有し、又は管理する土地から海岸漂着物又は漂流ごみ等となる物が河川その他の公共の水域又は海域へ流出し、又は飛散することとならないよう、当該土地の適正な管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努めなければならない。

2 土地の占有者又は管理者は、当該土地において一時的な事業活動その他の活動を行う者に対し、当該事業活動等に伴って海岸漂着物又は漂流ごみ等となる物が河川その他の公共の水域又は海域へ流出し、又は飛散することとならないよう、必要な要請を行うよう努めなければならない。

第三節 その他の海岸漂着物等の処理等の推進に関する施策

(民間の団体等との緊密な連携の確保等)

第二十五条

国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の処理等に関する活動に取り組む民間の団体等が果たしている役割の重要性に留意し、これらの民間の団体等との緊密な連携の確保及びその活動に対する支援に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の支援に際し、同項の民間の団体等の活動の安全性を確保するため十分な配慮を行うよう努めるものとする。
- 3 国は、海岸漂着物等の処理等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(海岸漂着物等に関する問題についての環境教育の推進)

第二十六条

国及び地方公共団体は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律第百三十号）第九条第一項の規定の趣旨に従い、海岸漂着物等に関する問題について、環境教育の推進に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(海岸漂着物等の処理等に関する普及啓発)

第二十七条

国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の処理等に関し、広報活動等を通じて普及啓発を図るよう努めなければならない。

(技術開発、調査研究等の推進等)

第二十八条

国は、海岸漂着物対策を効果的に推進するため、海岸漂着物等の効率的な処理、再生利用、発生の原因の究明等に関する技術開発、調査研究等の推進及びその成果の普及に努めなければならない。

(国際的な連携の確保及び国際協力の推進)

第二十八条の二

国は、海岸漂着物対策を国際的協調の下で推進することの重要性に鑑み、海岸漂着物対策の推進に関する国際的な連携の確保及び海岸漂着物等の処理等に関する技術協力その他の国際協力の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第二十九条

政府は、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない。

- 2 政府は、前項の財政上の措置を講ずるに当たっては、国外又は他の地方公共団体の区域から流出した大量の海岸漂着物の存する離島その他の地域において地方公共団体が行う海岸漂着物の処理に要する経費について、特別の配慮をするものとする。
- 3 政府は、海岸漂着物対策を推進する上で民間の団体等が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上の配慮を行うよう努めるものとする。

(海岸漂着物対策推進会議)

第三十条

政府は、環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する海岸漂着物対策推進会議を設け、海岸漂着物対策の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

- 2 海岸漂着物対策推進会議に、海岸漂着物対策に関し専門的知識を有する者によって構成する海岸漂着物対策専門家会議を置く。
- 3 海岸漂着物対策専門家会議は、海岸漂着物対策の推進に係る事項について、海岸漂着物対策推進会議に進言する。

(法制の整備)

第三十一条

政府は、海岸漂着物対策を推進するための財政上の措置その他総合的な支援の措置を実施するため必要な法制の整備を速やかに実施しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、海岸漂着物等の状況その他この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則 (平成二三年六月一五日法律第六七号) 抄

(施行期日)

第一条

この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年六月二二日法律第六四号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、最新の科学的知見及び国際的動向を勘案し、海域におけるマイクロプラスチック（この法律による改正後の美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（次項において「新法」という。）第六条第二項に規定するマイクロプラスチックをいう。）の抑制のための施策の在り方について速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(経過措置)

3 新法第十三条の規定により基本方針が定められるまでの間は、この法律の施行の際現にこの法律による改正前の美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律第十三条の規定により定められている基本方針は、新法第十三条の規定により定められた基本方針とみなす。

■海岸漂着物等の総合的かつ効果的な処理の推進について（抜粋）
（平成22年3月30日 環廃対発第100330002号、環境省）

1. 海岸漂着物処理推進法における市町村の役割

海岸漂着物処理推進法においては、海岸管理者等は、その管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講じなければならないとともに、市町村は、海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ海岸管理者等に協力しなければならないとされている（同法第17条第1項及び第3項）。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第147号）においては、市町村は、一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努める責務があり、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集、運搬及び処分しなければならないとされるとともに、産業廃棄物の処理もその事務として行なうことができるとされている（同法第4条第1項、第6条の2第1項及び第11条第2項）。

については、各市町村にあつては、基本方針に則り、海岸漂着物等の円滑な処理に係る市町村の協力の在り方に関し、海岸漂着物対策の経緯や体制、海岸漂着物等の実態等、地域の実情を踏まえ、関係者間で合意形成に努め、必要に応じて、海岸漂着物等の処理に御協力いただくようお願いする。

2. 民間団体等が回収した海岸漂着物等の取扱い

地域住民及び非営利組織その他の民間団体等（以下「民間団体等」という。）のボランティア活動による海岸漂着物等（海や湖などにおいて、漂流、堆積又は散乱しているごみ等も含む。）の回収が全国各地で行われているが、民間団体等がボランティア活動として海岸漂着物等を回収した際に発生した廃棄物については一般廃棄物である。

については、市町村にあつては、必要に応じて民間団体等の関係者と分別区分の調整等を行い、回収された海岸漂着物等を市町村の廃棄物処理施設において処分する等の善処をお願いする。

なお、民間団体等が海岸管理者等からの事業委託等により、当該民間団体等の事業として海岸漂着物等を回収する場合は、事業活動に伴って生じた廃棄物に該当し、その種類によって、一般廃棄物又は産業廃棄物となるので留意されたい。

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（昭和四十五年法律第百三十七号 平成二十九年六月十六日公布（令和四年法律第六十八号）改正）

第一章 総則

（定義）

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

3 この法律において「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

二 輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第十五条の四の五第一項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）

5 この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

2 都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めるとともに、当該都道府県の区域内における産業廃棄物の状況をはあくし、産業廃棄物の適正な処理が行なわれるように必要な措置を講ずることに努めなければならない。

(市町村の処理等)

第六条の二 市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。第七条第三項、第五項第四号ニからへまで及び第八項、第七条の三第一号、第七条の四第一項第五号、第八条の二第六項、第九条第二項、第九条の二第二項、第九条の二の二第一項第二号及び第三項、第九条の三第十二項（第九条の三の三第三項において準用する場合を含む。）、第十三条の十一第一項第三号、第十四条第三項及び第八項、第十四条の三の二第一項第五号、第十四条の四第三項及び第八項、第十五条の三第一項第二号、第十五条の十二、第十五条の十五第一項第三号、第十六条の二第二号、第十六条の三第二号、第二十三条の三第二項、第二十四条の二第二項並びに附則第二条第二項を除き、以下同じ。）しなければならない。

2 市町村が行うべき一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる一般廃棄物を定めた場合における当該一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「一般廃棄物処理基準」という。）並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

3 市町村が行うべき特別管理一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる特別管理一般廃棄物を定めた場合における当該特別管理一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「特別管理一般廃棄物処理基準」という。）並びに市町村が特別管理一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

(事業者及び地方公共団体の処理)

第十一条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

2 市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。

3 都道府県は、産業廃棄物の適正な処理を確保するために都道府県が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる。

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（抜粋）
（昭和四十六年政令第三百号（令和五年政令第三百四十四号）改正）

第一章 総則

（産業廃棄物）

第二条 法第二条第四項第一号の政令で定める廃棄物は、次のとおりとする。

- 一 紙くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだものに限る。）
- 二 木くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る。）
- 三 繊維くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの及びポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る。）
- 四 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
- 四の二 と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第三条第二項に規定すると畜場においてとさつし、又は解体した同条第一項に規定する獣畜及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第二条第六号に規定する食鳥処理場において食鳥処理をした同条第一号に規定する食鳥に係る固形状の不要物
- 五 ゴムくず
- 六 金属くず
- 七 ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。）及び陶磁器くず
- 八 鋳さい
- 九 工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
- 十 動物のふん尿（畜産農業に係るものに限る。）
- 十一 動物の死体（畜産農業に係るものに限る。）

(前頁より続く)

十二 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二条第二項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設(ダイオキシン類(同条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。)を発生し、及び大気中に排出するものに限る。)又は次に掲げる廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであつて、集じん施設によつて集められたもの

イ 燃え殻(事業活動に伴つて生じたものに限る。第二条の四第七号及び第十号、第三条第三号ヲ並びに別表第一を除き、以下同じ。)

ロ 汚泥(事業活動に伴つて生じたものに限る。第二条の四第五号ロ(1)、第八号及び第十一号、第三条第二号ホ及び第三号へ並びに別表第一を除き、以下同じ。)

ハ 廃油(事業活動に伴つて生じたものに限る。第二十四条第二号ハ及び別表第五を除き、以下同じ。)

ニ 廃酸(事業活動に伴つて生じたものに限る。第二十四条第二号ハを除き、以下同じ。)

ホ 廃アルカリ(事業活動に伴つて生じたものに限る。第二十四条第二号ハを除き、以下同じ。)

ヘ 廃プラスチック類(事業活動に伴つて生じたものに限る。第二条の四第五号ロ(5)を除き、以下同じ。)

ト 前各号に掲げる廃棄物(第一号から第三号まで及び第五号から第九号までに掲げる廃棄物にあつては、事業活動に伴つて生じたものに限る。)

十三 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、前各号に掲げる廃棄物(第一号から第三号まで、第五号から第九号まで及び前号に掲げる廃棄物にあつては、事業活動に伴つて生じたものに限る。)又は法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物を処分するために処理したものであつて、これらの廃棄物に該当しないもの

■大分県流木等処理対策検討会議設置要綱（平成29年4月1日）

（目的）

第1 通常の経済活動等により発生するごみとは別に、台風や集中豪雨等に伴って、河川の上中流域等から発生する流木等のごみは、沖合、港湾及び漁港などに漂流或いは滞留し、航路・漁場等への被害を及ぼし、また、海岸に漂着したものは景観を損なうだけでなく、長期間の放置により悪臭の発生源となるなど衛生上の問題も懸念される。これらのごみの処理は各施設の管理者等が行うこととされているが、発生地域と被害地域が異なることや処理に多大の費用を要することなどから、早期の適正処理は困難な状況が発生している。

このため、県下の海洋・海岸における漂流ごみ等の対策について検討していくため、「大分県流木等処理対策検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第2 検討会議は、次の各号の事項について協議する。

- (1) 流木等処理対策についての調査・研究
- (2) 関係機関において実施する対策の連絡調整
- (3) 地域協議会の活動に関する事項
- (4) 情報の収集、情報の交換及びその他必要な事項

（構成）

第3 検討会議は、次に掲げる者を委員として構成する。

（国の機関）

- ・国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所河川管理課長
- ・国土交通省九州地方整備局別府港湾・空港整備事務所工務課長
- ・大分海上保安部交通課長

（県の関係部局）

- ・生活環境部 生活環境部審議監、循環社会推進課長
- ・農林水産部 農村基盤整備課長、漁業管理課長、漁港漁村整備課長
- ・土木建築部 建設政策課長、河川課長、港湾課長

2 検討会議は、必要に応じ地域協議会の会長、市町村担当課長、大分県漁業協同組合専務理事及び（公社）別府湾をきれいにする会事務局長等の出席を求めるものとする。

（議長）

第4 検討会議に議長を置く。

- 2 議長は、生活環境部審議監とする。
- 3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第5 検討会議は、議長が招集する。

（地域協議会）

第6 漂着ごみ等の処理について現場での早期対応を図るため、海岸部を所管する県土木事務所の所管区域ごとに県土木事務所長等を長とする地域協議会を設置する。

2 地域協議会は、国、県の地方機関、地元市町村並びに地元の各団体等により組織する。

（庶務）

第7 検討会議の庶務は、生活環境部循環社会推進課が行う。

（その他）

第8 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営等に関し必要な事項は別途定める。

第4次 大分県きれいな海岸づくり推進計画

発行日：令和8年3月

発行：大分県生活環境部循環社会推進課

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

電話番号：097-536-1111（代表）